

知的財産推進計画 2 0 0 6（案）

2 0 0 6 年 6 月 8 日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2006 目次

総論

1. 今なぜ知的財産戦略か.....	1
2. 第1期 知的財産戦略のスタート.....	3
3. 第2期 世界最先端の知的財産立国を目指す.....	5
4. 知的財産推進計画 2006 の策定と実施.....	7

重点編

1. 知的財産の創造	11
2. 知的財産の保護	12
3. 知的財産の活用	17
4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり	20
5. 人材の育成と国民意識の向上.....	24

本編

第1章 知的財産の創造

1. 大学等における知的財産の創造を推進する	29
(1) 知的財産に関する総合的な体制を強化する	29
大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める.....	29
大学の知的財産本部を強化する	29
TLOを強化する	30
(2) 知的財産管理に関する活動を推進する	30
知的財産の適正な管理を支援する	30
契約、紛争処理の体制整備を支援する	30
機関一元管理の体制整備を推進する.....	31
(3) 知的財産関連費用を支援・確保する	31
特許料等の減免措置を拡充する	31
国際的な特許出願を支援する	31
知的財産の取得・維持費用を確保する	32
(4) 研究開発において特許情報等を活用する.....	32
「特許・論文情報統合検索システム」を整備する	32

特許情報等の活用による研究開発の効率化を促す	32
(5) 大学等の評価において知的財産に関する活動状況に配慮する	33
2 . 知的財産を軸とした産学官連携を推進する	33
(1) 産学官連携の基盤を強化する	33
大学等の事務・運営体制の改革を支援する	33
国際的な産学官連携を推進する	34
プロジェクト型共同研究を推進する	34
大学等と企業との橋渡し機能を強化する	34
(2) 産学官連携に関するルールを整備する	35
共同研究・受託研究のルールを明確化する	35
共同研究におけるポストドクター、院生等の位置付けを明確化する	35
共同契約の柔軟性と迅速性を確保する	36
利益相反に関するマネジメントを強化する	36
(3) ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する	36
(4) 大学発ベンチャーを促進する	37
(5) 日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する	37
3 . 研究者の創造環境を整備する	37
(1) 知的財産の創造を重視した研究開発を推進する	37
研究者にインセンティブを付与する	37
研究開発評価において知的財産を活用する	37
(2) 研究における特許発明の使用を円滑化する	38
(3) 先端技術分野における知的財産問題に取り組む	38
(4) 研究ノートの導入を奨励する	38
4 . 企業における質の高い知的財産の創造を推進する	39
(1) 企業による産学官連携活動を促進する	39
(2) 技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する	39
(3) 魅力あるデザインの創造を推進する	39

第2章 知的財産の保護

1 . 知的財産の保護を強化する	40
1 . 知的財産の権利付与手続を迅速化する	40
(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する	40

特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する	40
特許庁の人的体制を充実する	41
先行技術調査の民間外注の拡大と効率化を図る	41
審査効率を向上する	41
出願取下・放棄制度の利用を促す	42
(2) 品種登録の審査期間を短縮する	42
2 . 知的財産権の安定性を高める	42
(1) 特許性の判断基準を統一する	42
(2) 特許無効審判の蒸し返しを防止する	43
(3) 商標登録の判断基準を明確にする	43
3 . 利用者の利便性を高める	43
(1) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する	43
(2) 利用手続の柔軟性・利便性を高める	44
4 . 知的財産権制度の的確な利用を促す	45
(1) 特許の出願・審査請求構造改革を推進する	45
海外出願を促進する	45
明細書の文章の平易化・明瞭化を促進する	45
出願人による先行技術調査の質の向上を促す	45
企業の出願戦略策定に役立つ情報を公表する	46
(2) 不使用商標を減らすための対策を講ずる	46
5 . 知的財産権制度を強化する	46
(1) 医療分野における特許保護の運用状況を注視する	46
(2) 営業秘密等の保護を強化する	46
特許出願による技術流出を防止するための環境を整備する	46
ノウハウ等の海外への流出を防止する	47
医薬品の試験データの保護を強化する	47
(3) タイプフェイスの保護を強化する	47
(4) 農林水産分野における知的財産の保護を強化する	48
農林水産省知的財産戦略本部を中心とした取組を推進する	48
植物新品種の保護を強化する	48
家畜の遺伝資源の保護を検討する	49
(5) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す	49

6 . 紛争処理機能を強化する	49
(1) 知的財産高等裁判所に期待する	49
(2) 裁判外紛争処理を充実する	50
7 . 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する	50
(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する	50
日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を図る	50
日米欧三極特許庁の出願明細書の記載様式の統一を進める	51
特許制度の国際的な調和を促進する	51
(2) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する	52
省庁間連絡会議などの検討体制を整備する	52
国際的な相互理解とコンセンサスづくりに貢献する	52
バイオ分野等における企業等の自主的な取組を促す	52
(3) 商標の国際的な保護及び制度調和を推進する	52
(4) 植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進する	53
(5) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する	54
(6) 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等を活用する	54
(7) 国際的な情報発信を推進する	54
国際的な審査情報ネットワークを構築する	54
知的財産に関連する法律の英訳を早急に進める	54
. 模倣品・海賊版対策を強化する	56
1 . 外国市場対策を強化する	56
(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す	56
(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する	56
在外公館等の機能を強化する	56
コンテンツ海外流通マーク (C J マーク) 等を活用する	57
侵害状況調査制度を活用する	57
侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う	57
模倣品・海賊版の被害の実態を調査する	58
(3) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する	58
(4) 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等を活用する	58
(5) 税関相互支援協定に関する取組を推進する	58
(6) 欧米との連携を強化する	59

E U ・ 欧州各国との連携を強化する	59
米国との連携を強化する	59
(7) 多国間の取組をリードする	59
(8) 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する	60
2 . 水際での取締りを強化する	61
(1) 個人輸入等の取締りを強化する	61
(2) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する	61
(3) 裁判所の仮処分命令を活用する	62
(4) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する	62
税関の体制を強化する	62
模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する	62
差止申立て・認定手続を簡素化する	63
3 . 国内での取締りを強化する	63
(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する	63
(2) 警察による取締りを強化する	64
(3) 育成者権の侵害対策を強化する	65
(4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する	65
4 . 官民の連携を強化する	65
(1) 政府内の連携を強化する	65
(2) 官民・民民の連携を強化する	66
(3) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する	67

第3章 知的財産の活用

・ 知的財産を戦略的に活用する	68
1 . 企業の戦略的経営を促進する	68
(1) C I P O 等の設置を促す	68
(2) 知的財産重視の経営戦略を推進する	68
戦略的な知的財産経営を促進する	68
知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する	69
2 . 知的財産を活用した事業活動の環境を整備する	69
(1) 知的財産の価値評価の実務を奨励する	69
(2) 知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する	70

(3) 企業のライセンス活動を円滑化する	70
特許・ノウハウのライセンスに関するガイドラインを改定する	70
知的財産権のライセンスの保護を図る	70
海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する	70
租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する	71
(4) 知的財産流通の担い手を育成する	71
(5) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る	71
3 . 知的財産の円滑・公正な活用を促進する	72
(1) 不当な権利行使を取り締まる	72
(2) イノベーション促進のため知的財産活用の円滑化を図る	72
「市場における経済取引に係る準則」を作成し、公表する	72
産業界における自主的対応を促進する	72
. 国際標準化活動を強化する	73
1 . 国際標準総合戦略を策定する	73
2 . 国際標準化活動を展開する	73
(1) 国費原資の研究プロジェクトにおいて日本発の国際標準を取得する	73
(2) 国際標準化の体制を整備する	73
国内のネットワークを形成する	73
技術標準の提案プロセスを多様化する	74
アジア諸国と連携し技術標準を開発する	74
(3) 国際標準化の普及・啓発を行う	74
企業、大学等のトップの認識を高める	74
国際標準化活動の経済的効果を分析する	74
国際標準化活動の事例集・ガイドラインを作成する	74
(4) 国際標準化活動の評価を充実させる	75
工業会・企業の国際標準化の取組を公表する	75
標準化活動への貢献に対する顕彰制度を充実させる	75
(5) 諸外国の国内規格策定の動きに適切に対応する	75
3 . 標準化活動を行う人材を育成する	76
(1) 標準人材育成塾を設置する	76
(2) 教育機関による標準教育を強化する	76
(3) 国際標準に精通した弁理士を育成する	76

4 . 技術標準に関連する知的財産権の取扱いルールを整備する	76
(1) 技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対処する	76
(2) パテントプールに関する環境を整備する	77
. 中小・ベンチャー企業を支援する	78
1 . 中小・ベンチャー企業の知的財産に関する能力を高める	78
(1) 中小企業の経営者等に対する知的財産教育や研修を充実する	78
(2) 中小企業支援人材に対する知的財産教育や研修を充実する	78
(3) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する	78
2 . 中小・ベンチャー企業に対する情報提供・相談を強化する	79
(1) 「知財駆け込み寺」等の相談窓口を整備する	79
(2) 弁理士・弁護士情報を全国に提供する	79
3 . 中小・ベンチャー企業の知的財産の創造を支援する	80
(1) I P D L の活用支援や特許出願に関する相談を強化する	80
(2) 出願ソフトに「中小・ベンチャー企業支援機能」を組み込む	80
(3) 先行技術調査を支援する	80
(4) 職務発明制度の中小・ベンチャー企業への普及啓発を推進する	80
4 . 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する	81
(1) 知的財産の権利取得を支援する	81
(2) 知的財産権侵害対策を強化する	81
5 . 中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を支援する	81
(1) 中小・ベンチャー企業が有する技術の活用を奨励する	81
(2) 開放特許の活用等を支援する	82
(3) 知的財産を活用した事業化を支援する	82
6 . 中小・ベンチャー企業の海外での知的財産の活用を支援する	82
. 知的財産を活用して地域を振興する	84
1 . 地域における知的財産戦略を推進する	84
(1) 地方公共団体の知的財産に関する戦略策定や条例策定を奨励する	84
地方公共団体の知的財産に関する戦略策定を奨励する	84
地方公共団体の知的財産に関する条例制定を奨励する	84
(2) 地方公共団体における相談機能の充実を奨励する	85
(3) 地方公共団体の知的財産に関する助成制度を奨励する	85
2 . 地域の人材ネットワークを充実し産学官連携を推進する	85

(1) 「地域知財戦略本部」の活動を推進する	85
(2) 産学官連携支援データベースの充実を図る	85
(3) 地域と大学等との連携を促進する	86
(4) 地方公共団体と地域の大学との連携を促進する	86
3 . 地域における知的財産人材育成を推進する	86
(1) 地域振興を担う人材を育成する	86
(2) 地域における専門家の活用を拡大する	87

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する	89
1 . ユーザー大国を実現する	89
(1) IP マルチキャスト放送の積極的活用を図る	89
(2) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する	90
(3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする	90
弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する	90
音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する	91
(4) アーカイブ化を促進し、その活用を図る	91
(5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する	91
2 . クリエーター大国を実現する	92
(1) クリエーターが適正なリターンを得られるようにする	92
契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する	92
契約における自主基準やひな形の策定を促進する	92
独占禁止法等を厳正に運用する	93
(2) クリエーターの能力発揮を支援する	93
インターネットを使ったコンテンツの発信を進める	93
コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する	93
コンテンツ制作に対する投資を促進する	94
コンテンツの制作・投資等を促進するインセンティブを付与する	94
フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する	94
ネット上のビジネスマーケットを構築する	94
(3) コンテンツ分野における人材育成を図る	95
プロデューサーやクリエイターを育成する	95

映像産業振興機構の活動を支援する	95
エンターテインメント・ロイヤーを育成する	96
映像に係る産学官の集積を奨励する	96
コンテンツ等の融合分野の人材を育成する	96
(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う	96
国内制度を整備する	96
国際的な著作権制度の調和を推進する	97
(5) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する	97
外国人マンガ家を顕彰する	97
メディア芸術祭を充実する	98
有能な人材を発掘し、顕彰する	98
(6) コンテンツに関する研究開発を促進する	98
技術の開発を促進する	98
コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する	98
3 . ビジネス大国を実現する	99
(1) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する	99
(2) コンテンツを輸出する	99
企業の海外展開を支援する	99
東京国際映画祭の抜本的な強化を進める	100
コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する	100
情報家電のネットワーク化を一層促進する	100
諸外国との連携を強化する	101
音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する	101
(3) 著作権に係る課題を解決する	101
マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める	101
ブロードバンド配信に関する利用料率に係る取組を促進する	102
デジタル化時代に対応した法制度を構築する	102
私的使用複製について結論を得る	102
デジタル化時代に対応した権利制限について結論を得る	102
権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する	103
契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る	103
技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について結論を得る	103

(4) 統計資料を整備する	103
(5) ライブエンターテインメントを振興する	104
業界の近代化・合理化を支援する	104
集積化に向けた取組を奨励し、観光との連携を進める	104
(6) 地方のコンテンツ産業を振興する	104
4 . 改革のロードマップを実現する	104
5 . コンテンツ促進法を的確に運用する	105
・ ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める	106
1 . 豊かな食文化を醸成する	106
(1) 安全・安心な日本食を世界に広め、日本食人口の倍増を目指す	106
食の安全・安心キャラバンを世界に派遣する	106
外国人シェフを対象とした実務研修を行う	106
日本食文化を海外に普及する	107
(2) 優れた日本産の食材を世界に普及させる	107
(3) 安全・安心と正直さが伝わる食材づくりを推進する	107
(4) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる	107
(5) 食を担う多様な人材を育成する	107
料理学校と料理店の連携を強化する	107
大学に食関係の学部や学科を設置する	108
(6) 国民運動として食育を推進する	108
2 . 多様で信頼できる地域ブランドを確立する	108
(1) 魅力ある地域ブランドを生成する	108
地域団体商標制度を活用する	108
優れた地域ブランドをつくる	109
地域ブランドを発信し、大きく展開する	109
(2) 地域ブランドに対する消費者の信頼を向上させる	109
地域ブランドに関する基準を整備・公開する	109
外食産業による原産地等の表示を促進する	109
景品表示法、J A S 法を厳正に運用する	109
(3) 地方公共団体と産地が一体となった情報発信を奨励する	110
3 . 日本のファッションを世界ブランドとして確立する	110
(1) 世界に情報発信する	110

東京発日本ファッション・ウィークを抜本的に強化する	110
ストリートファッションを世界に紹介する	110
(2) ファッションビジネスの競争力を高める	111
中・長期的発展戦略を官民で策定する	111
新進デザイナーの事業活動を支援する	111
つくり手の能力を高め、ビジネスの基盤を強化する	111
(3) ファッション関係の人材を発掘・育成する	112
教育の質を高める	112
子どもが創作を体験する機会を増やす	112
(4) 地域の取組を奨励する	112
地域の特性を踏まえたファッションの振興と良好な景観づくりを促す	112
高齢化社会に対応したファッションを奨励する	113
4 . 日本の魅力を海外に伝える	113
(1) 文化外交、観光等と連携した情報発信を行う	113
在外公館や国際空港における発信を強化する	113
外国人観光客に日本のすばらしさを体験してもらう	113
積極的に文化外交を進める	113
(2) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する	114
(3) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する	114
新しい日本ブランド = 新日本様式を推進する	114
我が国の優れた製品を日本ブランドとして確立し発信する	114

第5章 人材の育成と国民意識の向上

1 . 知的財産人材育成総合戦略を実行する	115
2 . 知的財産人材育成を官民挙げて進める	115
(1) 知的財産人材育成推進協議会を支援する	115
(2) 知的財産教育研究への支援プログラムを充実する	116
(3) 先端技術を理解できる人材等を知的財産専門人材として活用する	116
(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する	116
国際的な知的財産専門人材を育成する	116
アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する	117
(5) 人材間のネットワーク化を進める	117

大学を中心とした人材ネットワーク化を促進する	117
ネットワーク同士の連携を拡大する	117
(6) 学会を活用するとともに知的財産に関する研究を支援する	117
各種学会の活用と支援を行う	117
知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を行う	117
(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する	118
知的財産の教育者を育成する	118
知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する	118
(8) 知的財産人材に関する民間の資格など評価指標の充実を図る	118
3 . 知的財産人材育成機関を整備する	119
(1) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する	119
(2) 法科大学院における知的財産教育を推進する	120
(3) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する	120
(4) MOTプログラムを推進する	121
4 . 各分野の知的財産人材を育成する	121
(1) 知的財産専門人材を育成する	121
弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る	121
サーチャーズの資質の向上を図る	122
弁護士の大幅な増員や資質の向上を図る	122
産学連携従事者の能力の向上を図る	122
(2) 知的財産創出・マネジメント人材を育成する	123
研究者の知的財産活用能力を高める	123
経営者・経営幹部の知的財産意識を高め、産業界の意識を改革する	123
5 . 国民の知的財産意識を向上させる	123
(1) 学校における知的財産教育を推進する	123
(2) 農業分野における知的財産教育を充実する	124
(3) 専門高校における知的財産教育を推進する	124
(4) 知的財産を含めた消費者教育を推進する	124
(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する	124
(6) 知的財産関連統計の充実・活用を図る	124

成果編

知的財産戦略の進展

1 . 知的財産の創造	127
2 . 知的財産の保護	128
3 . 知的財産の活用	130
4 . コンテンツをいかした文化創造国家づくり	131
5 . 人材の育成と国民意識の向上	132
6 . これまでに成立した知的財産関連法等一覧	134
7 . 施行の体制	135

付属資料

1 . 知的財産戦略本部 名簿	139
2 . 専門調査会 名簿	141
3 . 知的財産戦略本部設置根拠	143
4 . 知的財産推進計画 2 0 0 6 策定までの経緯	145
5 . 用語集	148

総 論

1 . 今なぜ知的財産戦略か

—知的財産立国を目指す国家戦略—

2002年2月、小泉総理大臣は施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」ことを宣言した。同年11月には知的財産基本法が成立し、我が国は「知財立国」に向け大きな歩みを始めた。

知財戦略は我が国の将来を見据えた総合戦略である。情報化・グローバル化が進む21世紀において、我が国が豊かな国であり続け、諸外国から信頼されるための国家戦略である。これは、価値ある情報の創造・保護・活用を通じ国富の増大を図る政策の総称である。具体的には発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造を経済活動の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の新たな発展を図るという国家戦略である。

個性と独創性を尊び、経済社会の基盤を確かなものにするという我が国の取組が世界の人々に評価されることにより、我が国に対する深い信頼を勝ち取ることができ、同時にこうした取組により、世界の文化や文明の発展に貢献し、国際社会において名誉ある地位を占めることを目指すものである。

《知識社会の到来》

知財戦略が求められる背景は知識社会の到来である。21世紀における国富の源泉は加工組立型・大量生産型の従来のものづくりから、価値ある無形資産の情報へとシフトしている。発明や著作物等の知財の創造は個人の自由な発想が鍵であり、創造性を重視する社会に向けた環境整備が欠かせない。発明者・創作者の投資回収の機会を確保する観点から、知財の法的保護が必要なことはいうまでもない。また、知財は活用されなければ発明者や創作者、企業の富につながることはない。

近年のインターネットに代表されるIT技術の急速な進展は、知財という価

値の高い情報の創造、保護、活用それぞれの分野において、新たな課題と機会をもたらしている。

創造分野では、技術フロンティアが急速に拡大し、コンピュータグラフィックスを用いた映像のように技術と芸術の融合が進み、特許権や著作権のそれぞれの範囲とお互いの重なり合いが拡大している。

保護分野では、IT技術の進歩は技術の侵害やコンテンツの無断複製の加速化という負の効果も生むため、適切な保護手段の整備が急務となっている。

活用分野では、ブロードバンドの普及により、手軽にコンテンツを楽しむ技術的環境が整い、映画や音楽などの活用ニーズが高まっている。また、インターネットを通じたコンテンツの再利用や共同製作が容易になり、新たな創作活動を刺激している。

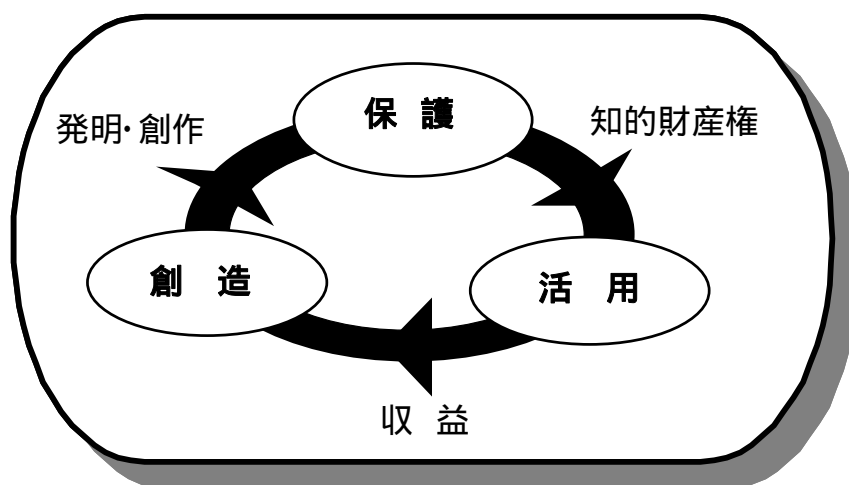
近年、諸外国が知財政策を競っているのは、知識社会化の流れの中で、こうした技術革新に対応するためである。21世紀において我が国が成長を持続するために、国際協調の視点を持ちつつ知財戦略を強力に推進する必要がある。

《知的創造サイクルを早く大きく回す》

技術革新のスピードは日々、早くなっている。他国に先駆け技術開発に成功すれば国際市場で大きなシェアを得ることができ、先行者利益も大きく次の研究開発資金も確保できる。逆に他国に遅れると得るものは小さい。また、コンテンツについても、権利として適切に行使されることにより、多くの人々がそれを楽しみ、クリエイターはその利益を次なる創造のインセンティブにすることができるが、近年のIT技術の進展により、コンテンツの創造や活用の環境は劇的な変化を遂げてきている。

知財を有効に活用して国富を増大させるためには、研究開発部門やコンテンツの製作現場において質の高い知財を生み出し、それを迅速に権利として保護し、経済活動としてその実用化・商品化を行うことが求められる。こうした知財の創造、保護、活用の好循環（「知的創造サイクル」）を加速することが知財戦略の柱である。

知的創造サイクルを早く大きく回す



2. 第1期 知的財産戦略のスタート

—その軌跡と成果（2003-2005年度）—

（1）軌跡

経緯

知財の重要性の高まりを受け、政府は2002年3月、内閣総理大臣以下関係閣僚並びに民間有識者からなる「知的財産戦略会議」を設けた。7月には同会議において「知的財産の創造、保護・活用に関する知的財産戦略大綱」を決定し、知的財産基本法の制定を提唱した。これを受け、同年秋の臨時国会に知的財産基本法案が提出され、11月に成立した。同法に基づき翌2003年3月に知的財産戦略本部が発足し、我が国の知財政策が本格的に動き出した。

知的財産推進計画の決定

知的財産戦略本部は、2003年7月に約270項目の施策を盛り込んだ知的財産推進計画2003（「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」）を決定した。2004年5月には、知的財産推進計画2003の進捗状況を踏まえ、必要な施策の追加を行い、約400項目に及ぶ施策を盛り込んだ「知的財産推進計画2004」を決定した。さらに、2005年6月には、約450項目の「知的財産推進計画2005」を決定した。

専門調査会の活動

知的財産戦略本部は、知財政策の重要課題について具体的な対応策を策定するため、以下の専門調査会を設置し、精力的な審議を行ってきた。

- ・ 権利保護基盤の強化に関する専門調査会（2003 年 7 月～2005 年 6 月）
- ・ コンテンツ専門調査会（2003 年 7 月～）
- ・ 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会（2003 年 7 月～2005 年 6 月）
- ・ 知的創造サイクル専門調査会（2005 年 6 月～）

（２）成果

知的財産基本法の施行後 3 年間に、多くの成果が生まれた。

創造分野では、大学知財本部や技術移転機関（TLO）が全国各地で設置され、大学等の研究成果を権利化し、民間に移転する体制の整備が進んだ。国立大学等の国内特許取得件数、特許実施許諾件数、実施料収入、大学発ベンチャー数のいずれも大幅に増加した。また、特許法の職務発明規定が改正された。

保護分野では、知財に関する訴訟を専門に扱う知的財産高等裁判所が設置された。特許審査迅速化・効率化のための行動計画の策定や任期付審査官の大量採用の開始により、審査期間短縮に向けた体制整備が進んだ。また、近年財産的価値が高まっている営業秘密については、他人の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する罰則が不正競争防止法に設けられた。模倣品・海賊版問題については、関税定率法の改正により、水際での取締りが強化された。

活用分野では、信託業法の改正により知財権が受託可能財産になるとともに、信託の担い手が株式会社に拡大された。また都道府県においても、知財戦略の策定が進むとともに、全国 9 ブロックで地域知財戦略本部が整備された。

コンテンツ分野では、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（コンテンツ促進法）が制定され、コンテンツの創造、保護、活用の促進に関する基本理念が定められた。また、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの設立、映像産業振興機構の設立など民間での取組も始まった。日本ブランドについても、地域団体商標制度の創設、民間による食文化研究の推進、官民挙げたファッションの振興が始まった。

知財人材の育成では、総合戦略が取りまとめられた。また、法科大学院や知財専門職大学院が設置され、教育体制の充実が図られた。さらに、弁護士知財

ネットや日本弁理士会のアクセスポイント等の人材ネットワークも形成された。

知的財産基本法の制定以来３年間に成立した知財関連法は２２本に及ぶ。主だった成果を「知的財産戦略の進展」として巻末に添付した。

３．第２期 世界最先端の知的財産立国を目指す

— ２００６－２００８年度の目標—

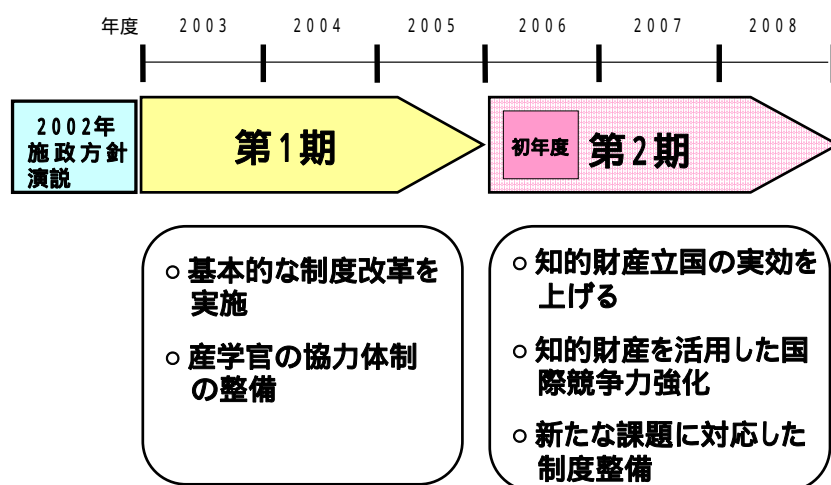
目標

知的財産戦略本部設置から３年となった２００６年２月、小泉総理は知的財産戦略本部会合において、第１期の知財改革の成果を踏まえ、第２期の目標として「世界最先端の知財立国を目指す」旨を述べた。

２１世紀は知の大競争と言われる時代である。第２期は、創造、保護、活用、コンテンツ、人材の各分野において、世界でトップクラスとなることを目指して改革を行い、全体としても世界で最先端と言える知財制度を実現する。

取組方針

世界最先端の知財立国を実現するため、第１期で進展した多くの改革の実効を上げるとともに、新たな課題に的確に対応していく。創造、保護、活用、コンテンツ、人材の各分野ごとに、制度の整備状況と利用状況、その利用により生み出された経済的・社会的成果などをできるだけ定量的に国際比較し、日本の知財制度の強みと弱み、改善すべき点を見つけ出し、次々と改革を進める。



アプローチ：7つの重点事項、5つの視点

第2期の重点事項として、以下の7つが2006年2月の知的財産戦略本部で決定された。

- ）国際的な展開**
- ）地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援**
- ）大学等における知財の創造と産学連携の推進**
- ）出願構造改革・特許審査の迅速化**
- ）コンテンツの振興**
- ）日本ブランドの振興**
- ）知財人材の確保・育成**

また、以下の5つの視点に立ち、取組を進める。

）イノベーションを促進する

第1期の知財戦略の成果としては、特に知財保護分野の本格的な整備が進められたことが挙げられる。第2期では知財の保護に加え、その活用のための政策にも一層力を入れる段階に入っている。

第3期科学技術基本計画は、その重点目標の一つとしてイノベーションの推進を掲げている。同計画においてイノベーションは、「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新」と定義されている。イノベーションの果実を社会全体で十分に享受する観点からも、知財の役割は極めて大きい。

このため、現行の制度や商慣行が知財の活用を妨げビジネスの芽を摘んでいないか、再利用を通じた優れた創造活動を抑止していないか、さらに、発明者や創作者にビジネスの収益が適切に還元されることを阻害していないかを検証する必要がある。

）知的財産文化を国内志向から国際志向に変える

日本の知財文化は内向きだと言われる。特許出願は国内中心であり、コンテンツビジネスも国内市場中心であり、企業の国際ブランド戦略も不十分である。経済のグローバル化が進む中で、GDP 世界第2位の経済大国にふさわしい国際志向の知財文化に変える必要がある。

大学、企業、法曹界、政府などすべての知財関係者が、知財文化の変革を自

らの競争力の問題として捉え、国際化を進める必要がある。

）スピードある改革を行う

「私は、かなり現実拘泥せずに世界を見つめていたつもりであるが、やはり日本の現状に心をとられ過ぎていた。今や世界はものすごいスピードで進歩している。」とは、今から50年前の本田宗一郎氏の言葉である。

現在の世界は、「ドッグ・イヤー」や「マウス・イヤー」と言われるほど大変なスピードで変化し続けており、企業もさることながら、国も制度を改革し続けなければならない。

）知的財産権とそれ以外の価値とのバランスに留意する

知財権の強化は、知識社会化とグローバル化の必然的な流れである反面、公正かつ自由な競争、学問・研究の自由、表現の自由、公共の利益など現代社会が有している基本的価値と抵触する可能性があり、バランスのとれた知財制度を目指す必要がある。競争上の弊害の除去については、独占禁止法を中心とした競争法がその中心を成し、必要に応じてその強化も欠かせない。

）総合的な取組を行う

知財政策の立案に当たっては、法律的な分析だけでなく、科学技術や文化芸術の振興、経済成長、企業活動への影響を多面的に分析し、総合的な政策を遂行する。

4．知的財産推進計画2006の策定と実施

—2006年度は第2期の初年度—

（1）策定

2006年度は、第2期の初年度として重要な年である。知的財産推進計画2006の策定に当たっては、以下の点に留意した。

第1に、第1期で改革が実現した知財制度を的確に運用するとともに、新たな課題に機敏に対応することにより、具体的な成果を上げることが主眼とした。

第2に、国民やユーザーからパブリックコメントなどを通じて表明された意見を尊重した。

第３に、取り組むべき施策を重要なものに絞り込み、約３７０項目とするとともに、中でも特に重要と考えられるものをまとめて重点編とし、本編の前に設けた。

（２）実施

知的財産推進計画に盛り込まれた施策の実施に当たっては、担当府省が責任を持って取り組まなければならない。このため、知的財産推進計画における具体的施策ごとに担当府省が明記されている。

知的財産戦略本部は、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の取組が遅れている場合には、その実施を促す。また、担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う。知的財産推進計画における具体的施策の担当府省として、特に知的財産戦略本部は明記されていないが、以上のような意味において、知的財産戦略本部はすべての施策の実施に関与する。

知的財産戦略本部は、総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部や観光立国推進戦略会議など他の政策会議・戦略本部とも有機的に連携していく。

「知財立国」は、広く国民全体が意識を共有することにより初めて実現されるものである。このため、知的財産戦略本部は、広く国民からの意見を不断に求めるとともに、地域における取組を活性化させ忌憚のない意見を聞くため、全国各地において、知財戦略に関する説明会やシンポジウムを開催していく。

重 点 編

- 重点編は、知的財産推進計画 2 0 0 6 において取り組むべき施策のうち、特に重要と考えられるものをまとめたものである -

１．知的財産の創造

（１）大学知的財産本部・ＴＬＯの一本化や連携強化を進める

大学知財本部・ＴＬＯについて、大学等の知財活動を中長期的に強化するため、２００６年度中に、産学の幅広い関係者の意見を聴いて、両者の業務に関する評価・分析を行うとともに、一本化や一層の連携強化のための方策を検討し、公表する。また、各大学及びＴＬＯにおいて、それを参考に自らに最適な体制を構築するよう促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

（２）特許料等の減免措置を拡充する

大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、ＴＬＯから大学へ権利移転する場合などについて減免を可能とするため、２００７年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

（総合科学技術会議、経済産業省）

（３）国際的な特許出願を支援する

大学等からの研究開発成果には基本特許につながる重要な発明が含まれていることから、大学等の海外出願比率を高め我が国の国際競争力を強化するため、２００６年度から、ＪＳＴ等による大学やＴＬＯに対する海外特許出願経費の支援を強化する。なお、ＪＳＴによる選定に当たっては、ＪＳＴによる調査に加え、申請する大学等も出願する発明の特許性の事前調査を行うよう促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

（４）「特許・論文情報統合検索システム」を整備する

大学等における研究において、特許情報は論文情報とともに重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム（公報データに不変のアドレスが付与されたシステム）を早急に開発し、これを受けて、２００６年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。さらに、２００７年度の早い時期に特許情報システム

と論文情報とを統合した「特許・論文情報統合検索システム（仮称）」を整備する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（５）国際的な産学官連携を推進する

２００６年度から、将来の大学発の基本特許を国際的に権利取得・活用することや、大学と海外企業との国際的な共同研究や委託研究などの産学官連携を推進するため、海外出願も含めた知財戦略の構築、法務・渉外・情報発信機能の強化及び知財人材の育成・確保等について、モデルとなる大学知財本部における国際機能を強化することにより、国際的な産学官連携体制を整備する。また、２００６年度中に、大学と海外企業との共同研究等において生じる問題等の留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省）

（６）日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する

国が発注する請負契約及び委託契約により実施するソフトウェア開発事業についてもその成果物である知財権を請負者及び受託者に帰属させることができるよう、２００７年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

（経済産業省、関係府省）

２．知的財産の保護

．知的財産の保護を強化する

（１）特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する

２００５年度末における特許審査の順番待ち件数は約７９万件にまで拡大し、特許審査の順番待ち期間は約２６ヶ月に伸びている。特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは以下の中期目標及び長期目標の確実な達成を目指す。

- ・中期目標（２００８年） ２９ヶ月台
- ・長期目標（２０１３年） １１ヶ月

このため、２００６年度も引き続き、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」(２００５年１２月設置)を中心とした総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

(経済産業省)

(２) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

a) 産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館(ＩＰＤＬ)に関し、２００６年中に、迅速なアクセスを確保するための性能改善を行うとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上や、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。

また、２００６年度から、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索する機能の追加、特許庁内で利用されているＦＩやＦタームなどの検索キーとテキスト検索との組合せによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。

b) ２００６年度も引き続き、審査官が有するサーチノウハウを外部向けに加工した上で順次公表するとともに、審査官が有するサーチノウハウを活用した検索方法に関する一般向けの研修を拡充する。

c) 工業所有権情報・研修館の公報閲覧室における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスを、２００６年度中に開始する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

(３) 海外出願を促進する

日本の出願人の海外出願比率は約２１％であり、米国(約４４％)、欧州(約６０％(ＥＰＣ加盟国外への出願比率は約４７％))に比べ極めて低い。２００６年度から、我が国の技術が海外においても適切に保護され、我が国の国際競争力の強化に資するよう、各企業が、その海外事業戦略に見合った海外出願戦略を構築し、特許協力条約(ＰＣＴ)に基づく国際出願の活用も含め、海外への出願を積極的に行うことを促す。

(経済産業省)

(4) 特許出願による技術流出を防止するための環境を整備する

）先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等も紹介したガイドライン(事例集)を、2006年度前半のできるだけ早い時期に作成し、周知徹底を図る。また、その後生じた課題や判例を注視し、特許制度の下、先使用権が有効に活用されるよう努める。

(経済産業省)

）先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されるよう、2006年度以降、技術を理解でき、知財制度にも精通した公証人を増加させるための必要な措置を講ずる。

(法務省)

(5) 農林水産省知的財産戦略本部を中心とした取組を推進する

知財を活用した競争力の高い農林水産業の振興を図るため、2006年2月に設置された「農林水産省知的財産戦略本部」を中心に、2006年度から、農林水産分野における知財の保護を強化するとともに、地域ブランドの活用も含め、これら知財の創造、保護、活用の好循環を生み出すための総合的な取組を推進する。

(農林水産省、関係府省)

(6) 日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を図る

世界特許システムの実現に向け、まずは日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を目指し、日本特許庁がリーダーシップを発揮して、以下の取組を具体化する。

a) 第1ステップにおいて、他庁のサーチ・審査結果を相互に有効活用するためのネットワークである「次世代型ドシエ・アクセス・システム」が稼動したことを受け、第2ステップとして、2006年度から、日米欧三極特許庁相互に、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ」の構築に向けまず日米間での試行を開始するなど、三極間のサーチ・審査結果の相互利用を促進する。その際、第1庁のサーチ・審査結果の利用が制度的に

担保されるよう、第2庁における追加的な調査が不要な部分をガイドラインにおいて明示するなどの運用の明確化又は必要な制度整備を行う。

b) 上記a)の取組状況を見つつ、第3ステップとして、日米欧三極特許庁間で、一国で成立した特許は他国でも原則認めるよう、実質的な特許相互承認制度を実現する。2006年度は、日米欧三極特許庁会合の場において、ワーキンググループを設置し、試験的な他の特許庁の審査結果の受入れを検討するなど、特許相互承認制度の実現に向けた具体的な議論を開始することを提案する。

c) 2006年度以降、米・欧特許庁以外の外国特許庁への対象拡大についても、上記a)及びb)と並行して進め、最終的に世界特許を実現する。

(経済産業省)

(7) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア(民謡などの伝統的文化表現)の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、2006年度の早い時期に、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議(仮称)」の設置など、国際的な知財政策に関する国の検討体制を整備する。

また、2006年度から、先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話や、国際シンポジウム等の開催を推進するとともに、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進する。

(内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、関係府省)

模倣品・海賊版対策を強化する

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

模倣品・海賊版問題は、特定の国にとどまらず世界各国に拡散しており、犯罪組織やテログループの資金源となったり、消費者の健康や安全を脅かす深刻な問題であることにかんがみ、2006年度は、我が国から提唱を行った「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、各国と連携しつつ、経済協力開発機構(OECD)、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(インターポ

ール)などの国際機関と協力して、早期の実現を目指して議論を加速する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

(2) 個人輸入等の取締りを強化する

模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、また国民の意識も極めて低い。このため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、その氾濫を防止するため、2006年度中に、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

(3) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

) 2006年度は、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引等に関する準則」(2006年2月1日公表)の周知徹底を図るとともに、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて同準則の基準を見直し、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)

) 2006年度は、官民協力の下、消費者や出品者の観点を考慮に入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた取組を推進する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

) 2006年度は、上記取組の効果検証と並行して、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

３．知的財産の活用

．知的財産を戦略的に活用する

（１）ＣＩＰＯ等の設置を促す

企業において、経営トップ自らが技術・研究開発部門や知財部門を主導し、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略の策定・実行について統一的な見地に立った経営戦略を推進するため、２００６年度から企業における最高知財責任者（ＣＩＰＯ）や知財担当役員の設置を奨励する。

（経済産業省）

（２）特許・ノウハウのライセンスに関するガイドラインを改定する

企業が、技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、２００６年度中に「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を改定し、公表する。

（公正取引委員会）

（３）イノベーション促進のため知的財産活用円滑化を図る

ソフトウェア間の相互運用性の確保の阻害など、特許権の権利行使がソフトウェアにおけるイノベーションの促進を阻害する場合において権利濫用が適用される場合を明確にするため、「市場における経済取引に係る準則」を２００６年度中に作成し、公表する。

（経済産業省）

．国際標準化活動を強化する

（１）国際標準総合戦略を策定する

経済のグローバル化に伴い、国際標準の産業競争力に与える影響は格段に大きくなってきているにもかかわらず、これまでの我が国の取組は他の先進諸国に比べ立ち遅れている。我が国の国際標準化活動を抜本的に強化すべく、２００６年度中に、先進国及び近隣諸国の標準化戦略を分析し、その結果を踏まえ、

我が国全体としての国際標準総合戦略を策定し、実行に着手する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

(2) 標準人材育成塾を設置する

標準化活動の実務経験者を講師とし、各企業において、技術力、語学力、交渉力、市場分析力などを備えた標準化の実務を担当し得る人材を育成するための「標準人材育成塾(仮称)」を2006年度中に設置する。また、既存の専門家を登録する仕組みを作ることにより、専門家を業界単位で共有し、国際標準化機関の会合などにおいて活用する。

(経済産業省)

(3) 教育機関による標準教育を強化する

標準化に関する理解を高めるため、理工系の大学、大学院において、技術経営(MOT)プログラム、経営学修士(MBA)プログラム、知財専門家コースなどを含め、標準化に関する教育の提供が行われるよう、2006年度中に標準化に関するモデル教材を作成、提供するなど教育機関の自主的な取組を促進する。

(文部科学省、経済産業省)

・ 中小・ベンチャー企業を支援する

(1) 中小企業支援人材に対する知的財産教育や研修を充実する

2006年度から、中小企業診断士や商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等の中小企業を支援する人材の知財を有効に活用した経営戦略等の指導力を高めるため、中小企業大学校等において講義・研修等を充実する。

(経済産業省)

(2) 「知財駆け込み寺」等の相談窓口を整備する

2006年度から、全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置し、知財に関する相談内容を聞いた上で、適切な公的機関や専門家へ迅速に取り次ぐなど、相談窓口として機能させる。

また、2006年度も引き続き、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の窓口を活用し、日本弁理士会や日本弁護士連合会等とも連携して、知財権侵害訴訟に強い弁護士や知財経営に詳しいコンサルタント、中小企業に親切的な弁理士や個別の技術分野に詳しい弁理士等を紹介するとともに、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2005」等により、中小・ベンチャー企業における知財の戦略的な活用モデルなどについて情報提供を行う。

あわせて、大企業からの知財権侵害を受けた場合の対応や摘発、公正取引委員会への申告などについて相談を受ける。

さらに、中小・ベンチャー企業に対して知財の専門家やコンサルタントを派遣し、経営課題、発展段階に応じたタイムリーな特許取得後のアドバイスを行うとともに、知財戦略策定等の支援を行う。

（経済産業省）

（３）出願ソフトに「中小・ベンチャー企業支援機能」を組み込む

早期審査制度や料金減免制度等の諸制度が、中小・ベンチャー企業、大学、個人出願人によって有効に活用されるよう、2006年度中に、これらの手続に関するリマインド機能など、中小・ベンチャー向けのガイダンス機能を電子出願ソフトに組み込む。

（経済産業省）

．知的財産を活用して地域を振興する

（１）地方公共団体の知的財産に関する戦略策定を奨励する

2006年度も引き続き、知財戦略策定に関する情報提供を行うなどを通じ、都道府県や政令指定都市等の地方公共団体が行う知財戦略の策定、企業・大学等と連携した戦略の実施、実施結果の知財戦略へのフィードバック等の取組を奨励する。

（文部科学省、農林水産省、経済産業省）

（２）「地域知財戦略本部」の活動を推進する

2006年度も引き続き、知財を活用した地域振興を支援するため、地方経

済産業局ごとに設けられた、地域の官民からなる「地域知財戦略本部」の活動を推進する。地域知財戦略本部においては、地域の実情に即した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実施することにより、地域における人材ネットワークの構築、中小企業への支援、産学連携の推進など、知財を活用した地域振興を推進する。

（経済産業省）

（３）地域振興を担う人材を育成する

２００６年度から、知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、中小企業支援者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者などの地域における知財人材に対する教育や研修を充実する。

（文部科学省、経済産業省、農林水産省、関係府省）

４．コンテンツをいかした文化創造国家づくり

．世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

（１）ＩＰマルチキャスト放送の積極的活用を図る

２０１１年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、ＩＰマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、２００６年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、ＩＰマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

２００６年度から、ＩＰマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

（２）ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

- a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政としても、本年度中も引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、２００６年中に結論を得る。
- b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合は、過去の失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励する。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

（３）音楽用ＣＤにおける再販売価格維持制度について検証する

ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、２００６年度において、音楽用ＣＤについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。

（公正取引委員会、文部科学省、経済産業省）

（４）契約における自主基準やひな形の策定を促進する

産業規模を拡大し、クリエイターに還元がなされるよう、契約の書面化を促すとともに、二次利用に関する規定を整備した契約に関する自主基準や契約のひな形を、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携して策定することを奨励する。２００６年度は映像分野における取組を進めるため、具体

的には以下の取組を進める。また、その成果についてホームページなどで適宜公表し、若手クリエイターを始め幅広い関係者に周知を行うなど、その普及のために必要な措置を講ずる。

a) 自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。

b) 映画業界における契約のひな形づくりを進めるとともに、放送番組については、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準や「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じその改訂や具体化を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(5) コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する

2006年度から、利用条件を明確化したマークを作品に付す取組を奨励することなどを通して、自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエイターを支援し、他人の作品や保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す。その際、著作権等管理事業者の協力を得るなどして、このような仕組みの利便性を高める。

(文部科学省、経済産業省)

(6) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する

) 我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2006年度から、(財)日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が国際共同製作の窓口となり、情報提供・マッチング支援を行うとともに、海外の映画祭においてワークショップを開催する。

(経済産業省)

) 大学等において、国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識を有するプロデューサーとその指導者を育てるための事業を2006年度も引き続き支援する。

(文部科学省)

（７）コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する

国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係者が協力して権利の所在情報等を提供できる体制を充実するとともに、２００６年度中に、コンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

（８）情報家電のネットワーク化を一層促進する

我が国の技術開発力をいかし、ユーザーにとって便利でやさしい情報家電のネットワーク化を一層促進するため、以下の研究開発・実証実験を２００６年度中に実施する。

- a) 性能に差異がある情報家電でも、安全・安心に、ネットバンキングやeコマース、機器自動調整等のサービスに利用できる技術の確立
- b) 各情報家電の相互接続性確保のために最低限必要なホームサーバ・ホームゲートウェイの仕様の確立
- c) コンテンツ配信モデルの検証

（総務省、経済産業省）

．ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める

（１）食の安全・安心キャラバンを世界に派遣する

安全・安心でヘルシーな日本食と食材を世界に広めるため、２００６年度から、生魚の調理方法など衛生の観点も含めた料理技術講習会を世界各地で実施する。

（外務省、厚生労働省、農林水産省）

（２）地域団体商標制度を活用する

２００６年度４月から施行された地域団体商標制度について、２００６年度のできるだけ早期に、法施行後の運用実態を踏まえ制度・運用をより明確化するとともに、関係者が連携・協力して、団体等に対する普及・啓発活動を引き続き実施し、地域ブランドの保護の手段として各種団体が同制度を積極的に活

用することを促進する。

（農林水産省、経済産業省）

（３）東京発日本ファッション・ウィークを抜本的に強化する

「東京発 日本ファッション・ウィーク」が、ビジネスとしても大きくまわるよう、２００６年度から、質と発信力を抜本的に強化する。

- a) J E T R Oや在外公館を通じ、海外の有力なバイヤーやジャーナリストへのPRを抜本的に強化する。
- b) 海外のバイヤーやジャーナリストが、日本の強みである繊維のものづくり技術を用いた国内産生地を実感できるよう隣接会場で展示する。
- c) アジアの情報発信拠点としての役割を果たすため、アジアを始めとする世界トップクラスの新進デザイナーやモデルなどの参加を促す。

（外務省、経済産業省）

（４）在外公館や国際空港における発信を強化する

）２００６年度から、在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、ファッションショー、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、政府自らも日本ブランドの発信を推進する。

（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

）２００６年度から、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用し、日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。

（農林水産省、経済産業省、国土交通省）

５．人材の育成と国民意識の向上

（１）知的財産人材育成総合戦略を実行する

２００６年度から、「知的財産人材育成総合戦略」を実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（２）知的財産人材育成推進協議会を支援する

「知的財産人材育成総合戦略」に基づいて、民間団体における具体的かつ効果的な知財人材育成を推進するため、人材育成機関が連携する場として「知的財産人材育成推進協議会」が２００６年３月に創設された。２００６年度は、協議会の活動を促すとともに、その活動を支援する。

また、２００６年度も引き続き、工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、（社）発明協会等の民間機関に対し、知的創造サイクルの各分野を担う人材に加え、知的創造サイクル全体を見通した業務遂行能力を有する人材、融合人材、知財マネジメントを行える人材等を育成するための研修等の取組を促す。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（３）国際的な知的財産専門人材を育成する

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、２００６年度から、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財専門人材の育成、確保に取り組む。特に、２００６年度以降、海外研修等を通じ大学知財本部において国際的に通用する知的財産専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（４）知的財産に関する国民への啓発活動を強化する

２００６年度も引き続き、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家をも活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行うとともに、地域の実情に応じた積極的な活用を促進する。また、国民から募ったキャッチフレーズのキャンペーンを行うなど普及・啓発事業を充実させる。

（内閣府、農林水産省、文部科学省、経済産業省）

本 編

第1章 知的財産の創造

知的創造サイクルは、知財の創造から開始される。独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出し、イノベーションを通じて社会に還元するメカニズムを抜きにして「知財立国」は実現しない。

特に、我が国の研究資源の多くを有する大学等の役割は極めて大きい。各大学等においては、今後、一層本格的に知財活動に取り組み、契約、マネジメントの改善や各種ルールの整備を着実に進めるとともに、件数のみに偏らず質の重視を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国内外で戦略的に権利取得し、活用することが必要である。また、国際的にも、活動を中長期的に維持・強化する体制と運用を確立することも重要である。

企業においては、知財戦略を量から質へ転換するとともに、産学官連携に向けて取組を強化する必要がある。

このような認識に基づき、大学等や企業における質の高い研究成果の創出とイノベーションを促すとともに、優れた知財を創造した研究者を十二分に評価する社会の実現を目指す。

1. 大学等における知的財産の創造を推進する

(1) 知的財産に関する総合的な体制を強化する

大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める

大学知財本部・TLOについて、大学等の知財活動の中長期的に強化するため、2006年度中に、産学の幅広い関係者の意見を聴いて、両者の業務に関する評価・分析を行うとともに、一本化や一層の連携強化のための方策を検討し、公表する。また、各大学及びTLOにおいて、それを参考に自らに最適な体制を構築するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

大学の知的財産本部を強化する

2006年度から、モデルとなる大学知財本部に対し、国際的な知財専門人材の育成・確保などの国際機能の強化を図り、知財の戦略的な権利取得・

活用に必要な取組を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

2006年も引き続き、大学知財本部や、国際競争力強化に貢献が期待されるスーパー産学官連携本部の知財活動を評価し、支援を強化する。その際、大学知財本部が、近隣の他大学へノウハウを移転する取組や地域の地場産業の活性化を図る取組などに配慮する。

(文部科学省)

TLOを強化する

2006年度も引き続き、新設されるTLOに対する一定期間の財政支援や海外出願に対する支援を行う。また、2006年度も引き続き、スーパーTLOを核として、研究人材等を技術移転スペシャリスト等として育成し、技術移転に関わる実務実施者の能力向上の取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 知的財産管理に関する活動を推進する

知的財産の適正な管理を支援する

大学が、特許出願時や審査請求時に発明を適正に評価し選別することにより、知財の適正な管理を行う参考とするため、2006年度中に、大学での実務の現状を調査し、解決すべき課題や優れた実務の事例について公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

契約、紛争処理の体制整備を支援する

2006年度から、都道府県に設けた地域窓口を通じた弁理士情報の提供や、大学等に対する知財のルール整備、出願・契約・紛争に関する相談等の日本弁理士会による自主的な取組を支援するとともに、大学からの出願等の代理の授権に伴い生じる問題に関し、2006年度中に日本弁理士会による研修を促す。

(総合科学技術会議、経済産業省)

2006年度も引き続き、大学等において知財に係る契約や法務に関する問題への適切な対応を図るため、「弁護士知財ネット」等知財に詳しい弁護士の活用や、大学等において企業等の法務経験者やライセンス交渉の実務経験

者等を確保するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

) 2006年度中に、科学技術振興機構(JST)に紛争解決相談窓口を設置し、大学等に広く周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

機関一元管理の体制整備を推進する

多くの大学等において、発明・マテリアル等の帰属について機関一元管理の取扱いルールや体制が整備されたところであるが、これを更に進めるため、以下の施策に取り組む。

) 機関一元管理のルールや体制がいまだ未整備の大学等に対して、2006年度中できるだけ速やかに、原則機関帰属とするよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

) 2006年度中できるだけ速やかに、研究者が所属機関を異動した場合にも自己の研究の継続が可能となるよう、研究者と機関の間のルールを明確化するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

) 2006年度から、発明・マテリアル等の取扱い等機関一元管理に関するルール整備の状況や、院生・学生の発明の取扱い、研究者の異動に配慮したルールなどについて調査し、公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

(3) 知的財産関連費用を支援・確保する

特許料等の減免措置を拡充する

大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、TLOから大学へ権利移転する場合などについて減免を可能とするため、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

国際的な特許出願を支援する

大学等からの研究開発成果には基本特許につながる重要な発明が含まれてい

ることから、大学等の海外出願比率を高め我が国の国際競争力を強化するため、2006年度から、JST等による大学やTLOに対する海外特許出願経費の支援を強化する。なお、JSTによる選定に当たっては、JSTによる調査に加え、申請する大学等も出願する発明の特許性の事前調査を行うよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

知的財産の取得・維持費用を確保する

2006年度も引き続き、大学等が主体的に取り組む共同研究等について、その研究成果を事業化に結び付けるための知財の取得・維持に必要な費用を十分確保する。また、企業等から提供される研究費のうち、知財の取得・維持に必要な経費を間接経費としてあらかじめ確保することを奨励する。その際、繰越や他の研究成果への転用を可能とするなどの柔軟な取扱いを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 研究開発において特許情報等を活用する

「特許・論文情報統合検索システム」を整備する

大学等における研究において、特許情報は論文情報とともに重要であり、また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格を有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム(公報データに不変のアドレスが付与されたシステム)を早急に開発し、これを受けて、2006年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。さらに、2007年度の早い時期に特許情報システムと論文情報とを統合した「特許・論文情報統合検索システム(仮称)」を整備する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

特許情報等の活用による研究開発の効率化を促す

)大学における研究テーマの選定や研究活動において、パテントマップを有効に活用し、研究開発を効率的、戦略的に進めるため、2006年度中に、民間企業や大学が作成したパテントマップの事例やパテントマップ作成のノウハウ等を整理し大学に提供する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

）大学による特許情報の活用を促進するため、2006年度中に、特許情報データベースを用いて、学生や研究者による利用を進めている大学の取組を、先進的な事例として広く大学等に周知する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

）2006年度中に、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。

（総合科学技術会議、経済産業省）

）2007年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うため、2006年度も引き続き、総合科学技術会議の下で、ライフサイエンス分野のデータベースに関する調査研究を行う。

（総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

（５）大学等の評価において知的財産に関する活動状況に配慮する

2006年度も引き続き、国立大学法人及び研究開発型独立行政法人に対する事後評価に当たっては、各機関の特性に留意しつつ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ各機関の知財に関する取組状況に配慮して行い、その結果を公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

２．知的財産を軸とした産学官連携を推進する

（１）産学官連携の基盤を強化する

大学等の事務・運営体制の改革を支援する

）2006年度も引き続き、大学等に対し、例えば、知財権の活用等を通じた社会貢献に積極的な研究者がその活動を実施するのに十分な時間と労力をかけることができるよう、研究、教育、産学官連携等のそれぞれの任務について、勤務形態の柔軟化に配慮したエフォート管理を導入するなどして、学内における適切な業務分担が行われるよう、自主的な取組を促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）2006年度も引き続き、大学の評価や資源配分を行うに当たり大学にお

ける産学官連携活動にも留意する。また、産学の共同研究に対して支援する際についても、大学に関する同上の評価に留意しつつ実施する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）2006年度も引き続き、大学等に対し、中小企業を始めとする企業に対する共同研究や技術指導などを研究者の職務と位置付け、それを研究者の評価対象とすることについて、自主的な取組を促す。

（文部科学省）

国際的な産学官連携を推進する

2006年度から、将来の大学発の基本特許を国際的に権利取得・活用することや、大学と海外企業との国際的な共同研究や委託研究などの産学官連携を推進するため、海外出願も含めた知財戦略の構築、法務・渉外・情報発信機能の強化及び知財人材の育成・確保等について、モデルとなる大学知財本部における国際機能を強化することにより、国際的な産学官連携体制を整備する。また、2006年度中に、大学と海外企業との共同研究等において生じる問題等の留意事項について、国内企業や海外大学が関係する場合も含め、調査を行い公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省）

プロジェクト型共同研究を推進する

本格的な産学官連携へと深化するため、2006年度から、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業等において、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立った計画的な目標設定を行うなど、強く広い特許群の取得を可能とするプロジェクト型共同研究を組織的・戦略的に行う取組を推進する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

大学等と企業との橋渡し機能を強化する

）2006年度も引き続き、大学等に対し、中小・ベンチャー企業との技術移転や共同研究、委託研究を円滑に進めるため、大学等のシーズと企業のニーズとのマッチングをすることや、大学等の研究を企業において事業化可能とすること等の大学等と企業との橋渡し機能を充実するよう支援する。また、

大学等と企業の橋渡し機能として、アドバイザー等の専門家の活用や公設試験研究機関、民間事業者等の活用を図ることを大学等に対し促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）大学の知財担当者の管理能力向上のため、大学知財本部で得られたノウハウの普及や目利き人材育成の支援を引き続き行うとともに、2006年度は、大学知財本部が未整備の大学に派遣する知財専門家の業務に、先行技術調査、発明の評価、権利化、ライセンス活動等を取りまとめた知財管理マニュアル等を用いた指導を含める。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

（２）産学官連携に関するルールを整備する

共同研究・受託研究のルールを明確化する

大学等が自らの戦略的な知財の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2006年度も引き続き、大学等に対し、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、例えば、以下のような取扱いルールを明確化するとともに、契約書のひな形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

- a) 営業秘密等秘密情報の取扱い
- b) 共同研究成果としての知財権の帰属
- c) 民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方
- d) 他の国内外の大学等の研究者との連携により知財が生じた場合の権利関係等の取扱い

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

共同研究におけるポストドクター、院生等の位置付けを明確化する

産学の共同研究等に参画するポストドクターや院生・学生の位置付けを明確化し、産学連携を促進するため、2006年度中に、共同研究等におけるポストドクターや院生・学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況や運用実態について調査を行い、公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省）

共同契約の柔軟性と迅速性を確保する

）共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図られるよう、2006年度中に、共有に係る特許について定めた特許法第73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。

（総合科学技術会議、経済産業省）

）産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟かつ迅速に行うため、2006年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

）2006年度中に、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、共同研究における契約の柔軟化、迅速化を進めるため、産学関係者による議論の場を提供するとともに、そこで得られた知見の普及に努める。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

利益相反に関するマネジメントを強化する

）大学の利益相反ポリシーや規程等の整備と、その確実な運用を図るため、2006年度中に、各大学の規程の整備状況及びマネジメントの運用状況について調査を行い、公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省）

）医学分野における利益相反マネジメントの判断基準を明確化するため、2006年度中に、2006年2月に公表した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」の周知を図る。また、それを受けて得られた利益相反マネジメントに関する具体的なノウハウ等についての事例研究を行い、その結果を周知し、大学等における利益相反ポリシーやマネジメント体制の整備を促す。

（総合科学技術会議、文部科学省）

（3）ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する

国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、2005年3月に作成した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」を、2006年度も引き続き大学等

に周知する。また、2006年度は、大学における株式やストックオプションの取得に関する学内規則の策定を促すとともに、株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドライン作成のための調査研究を行い、公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(4) 大学発ベンチャーを促進する

2006年度も引き続き、大学発ベンチャーを対象に、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援を行う。また、弁護士、公認会計士等の専門家派遣を行うとともに、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(5) 日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する

国が発注する請負契約及び委託契約により実施するソフトウェア開発事業についてもその成果物である知財権を請負者及び受託者に帰属させることができるよう、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

(経済産業省、関係府省)

3. 研究者の創造環境を整備する

(1) 知的財産の創造を重視した研究開発を推進する

研究者にインセンティブを付与する

2006年度も引き続き、大学等に対し、企業における職務発明の取扱いにも配慮しつつ、研究者の研究成果に関する権利を承継し、実施料収入を得た場合の研究成果を創造した研究者個人又は研究者の所属する学部・学科等に還元すべき金額の支払いルールを明確化するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

研究開発評価において知的財産を活用する

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、知財の創造が想定される分野の資源配分や業績の評価については、2006年度も引き続き、評価項

目に知財権の取得・活用の状況を指標として活用する。なお、研究開発の成果、評価結果の公表や、研究者等の業績評価の結果、競争的資金制度の採択審査の結果等の公表については、知財の保全の観点に配慮する。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

(2) 研究における特許発明の使用を円滑化する

研究における知財権の使用の円滑化を図るため、2006年度中に、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知財権についての研究ライセンスに関する指針」を、大学等に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努める。また、必要に応じて研究ライセンスのための簡便な書式のモデル例や先行事例集を作成し公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、
厚生労働省、経済産業省、関係府省)

2006年度から、上記指針に関する大学等における取組の進捗に応じて、大学等における研究ライセンスに関するポリシーや規程の整備状況、研究ライセンスの利用や管理の状況について調査し、総合科学技術会議に報告する。

(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、
厚生労働省、経済産業省、関係府省)

(3) 先端技術分野における知的財産問題に取り組む

2006年度中に、ライフサイエンス分野における、汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術の特許制度による保護及び運用の在り方、技術移転等のための知財人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知財の諸問題について、総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討し、必要な措置を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 研究ノートの導入を奨励する

発明者・発明日の明確化や、研究活動における不正防止のため、2006年度も引き続き、研究ノートの積極的導入を図るとともに、研究ノートの記載・

管理方法についての規程の明文化、研修の実施を奨励する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

4．企業における質の高い知的財産の創造を推進する

（１）企業による産学官連携活動を促進する

２００６年度も引き続き、産業界に対し、企業の経営戦略に大学等との連携を積極的に位置付けるとともに、産学官連携の取組や実績等について積極的に公表することを促す。また、大学等と企業との交渉を円滑かつ効率的に行うため、産業界に対し、各企業の産学官連携の窓口を明確化するように促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（２）技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する

２００６年度も引き続き、「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず効果的な研究開発の推進を図るとともに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて技術戦略マップの改定を行う。

（経済産業省）

（３）魅力あるデザインの創造を推進する

）デザインをブランド確立の手法と位置付け、我が国のデザイン戦略を総合的に推進するため、これまでの取組を踏まえ、２００６年度から、経営資源としてのデザイン活用の方策などデザイン施策の重点化につき産学官による取組を開始する。

（経済産業省、関係府省）

）魅力あるデザインの創造に有用なデザイン情報を整備し、広範な利用に供するため、２００６年４月に作成した「人間生活技術戦略」に基づき、２００６年度から、人間特性に関する基盤整備を強化する。

（経済産業省）

第2章 知的財産の保護

1. 知的財産の保護を強化する

知財の創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知財の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかなければならない。新たに生み出された知財を、制度の国際的な調和や技術革新の進展も踏まえて適正に保護するとともに、権利取得手続の充実と迅速化のための体制を整備し、紛争処理手続の充実のための取組を進めることによって、知財の保護を十全ならしめる基盤の構築を目指す。

1. 知的財産の権利付与手続を迅速化する

(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する

特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する

a) 2005年度末における特許審査の順番待ち件数は約79万件にまで拡大し、特許審査の順番待ち期間は約26ヶ月に伸びている。特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは以下の中期目標及び長期目標の確実な達成を目指す。

・中期目標(2008年) 29ヶ月台

・長期目標(2013年) 11ヶ月

このため、2006年度も引き続き、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」(2005年12月設置)を中心とした総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

b) 特許審査迅速化のための官民を挙げた取組に関しフォローアップを行うとともに、業種業態によって異なる産業界の知財に関する権利取得・活用を戦略的に行うための方策について懇談する場として、産業界の幅広い参加の下、「特許戦略懇談会(仮称)」を開催する。

c) 経済産業省においては、上記中期・長期の目標を達成するための毎年度

の実施計画を当該年度の知的財産推進計画の作成の時期に合わせて策定し、前年度の目標及び実施計画の達成状況とともに知的財産戦略本部に報告し、公表する。

- d) 知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

特許庁の人的体制を充実する

- a) 2006年度も引き続き、必要な審査官及び中期目標期間において必要な任期付審査官を十分に確保する。特に、任期付審査官の仕事のPRに積極的に努め、質の高い人材を十分に確保する。
- b) 審査官・審判官の審査・審理能力と効率を向上させるため、2006年度も引き続き、審査・審判実務の経験者を含む外部人材の活用を積極的に行うなど審査官・審判官の研修体制を強化するとともに、研修カリキュラム等の合理化・弾力化を通じて審査官の育成を効率化、加速化する。
- c) 2006年度も引き続き、ポストドクター、研究者OB、審査官OB等の技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等で、審査官の補助として活用する。

(経済産業省)

先行技術調査の民間外注の拡大と効率化を図る

2006年度も引き続き、登録調査機関への新規参入を促進するとともに、各登録調査機関において地方の技術的専門性を備えた人材確保を容易にするための検討を推奨するなど、登録調査機関における質の高い人材の確保と処理能力の向上を促し、登録調査機関への先行技術調査の外注を拡大する。

(経済産業省)

審査効率を向上する

- a) 2006年度から、審査周辺業務システムの利便性の向上やシステムの稼働時間の延長、審査官の周辺業務の合理化による実質的な審査時間の拡

大など、特許審査の迅速化・効率化のためのサポートを強化する。

- b) 面接審査の活用に加え、2006年度から、拒絶理由の通知時に拒絶の理由が存在しない請求項を明示するなど、出願人・代理人に対し審査官の意図を明確に伝え、審査の最終処分に早期に至ることができるよう努める。
- (経済産業省)

出願取下・放棄制度の利用を促す

2006年度も引き続き、企業に対し、審査請求を行ったがその後権利化の必要性が低下したものについての出願取下・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用を促す。また、2006年度中に、これまでに審査請求がなされている案件について取下げ時に審査請求料の全額を返還するなど制度を拡充することを検討し、必要な制度整備を行う。

(経済産業省)

(2) 品種登録の審査期間を短縮する

- a) 種苗法に基づく品種登録出願の増加に伴い、審査待ちの期間は拡大傾向にあるが、早期の権利確定に対する出願人の要請に応えるため、平均審査期間の短縮目標の前倒しを図り、2008年度までに、平均審査期間を2.5年に短縮する。
- b) 2006年度も引き続き、植物品種に関する高度かつ先端的な知識の習得と国際的な審査協力の推進等のため、審査官の研修等を強化する。
- c) 2006年度は、種苗管理センターにおける栽培試験体制の整備、出願受理・審査・登録に関する情報処理システムの整備等による審査の効率化を進めるとともに、2006年度中にEUとの審査データの相互利用協定を締結し、2007年度から審査データの相互利用を行うための技術的調整を進める。

(農林水産省)

2. 知的財産権の安定性を高める

(1) 特許性の判断基準を統一する

個々の審査官、審判官が統一的かつ安定した特許権の付与を行えるよう、2

006年度から、審査官、審判官による協議や意見交換を促進するとともに、特許性の判断基準、特に進歩性の判断基準についての一層の客観化と明確化について、国際的な運用統一の観点も踏まえて検討し、審査基準の改定等必要な措置を講ずる。また、特許法第168条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進するなど、特許庁における判断の裁判所の判断との食い違いの防止に努める。

(経済産業省)

(2) 特許無効審判の蒸し返しを防止する

侵害訴訟に付随して無効審判請求や周辺特許の関連訴訟が多数提起されるため、特に資力等に乏しい中小企業には訴訟対応が極めて困難であるとの指摘がある。同一人又はその関係者等が、実質的に同一の理由により無効審判の請求を繰り返すといった無効審判の蒸し返しを防止するための方策について、2006年度中に、審判を受ける権利との関係にも留意しつつ検討し、結論を得る。

(経済産業省)

(3) 商標登録の判断基準を明確にする

個々の審査官、審判官が商標権を的確に付与するため、2006年度から、商標の登録要件等の判断基準の明確化及び具体化の検討を行い、商標審査基準の改定等必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

商標審査において、商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」について、2006年度から、現在の取引の実情を反映するための見直し及び取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みについて検討し、必要に応じ制度を整備する。

(経済産業省)

3. 利用者の利便性を高める

(1) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

a) 産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館(I P D L)に関し、2006年中に、迅速なアクセスを確保するため

の性能改善を行うとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上や、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。

また、2006年度から、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索する機能の追加、特許庁内で利用されているF IやF タームなどの検索キーとテキスト検索との組合せによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。

- b) 2006年度も引き続き、審査官が有するサーチノウハウを外部向けに加工した上で順次公表するとともに、審査官が有するサーチノウハウを活用した検索方法に関する一般向けの研修を拡充する。
- c) 工業所有権情報・研修館の公報閲覧室における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスを、2006年度中に開始する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

(2) 利用手続の柔軟性・利便性を高める

-) インターネットを通じた特許審査の手続書類等の閲覧を無料とするため、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

(経済産業省)

-) 産業財産権に関する出願料等の手数料の納付について、銀行口座からの自動引落としによる決済を2006年末までに実現を図る。また、クレジットカードを活用した決済に関する検討を2006年中に完了し、検討結果を踏まえ早期に所要の措置を講ずる。

(経済産業省)

-) 拒絶理由通知の応答期間(現行60日)の延長に関し、合理的な理由がある場合には1月程度の延長を認めるよう、2006年度中に、必要なシステム整備を行う。

(経済産業省)

-) 産業財産権に関する特許料・登録料等の更新時期の事前通知サービスをできる限り早期に導入することとし、2006年度中に試行を始める。

(経済産業省)

4 . 知的財産権制度の的確な利用を促す

(1) 特許の出願・審査請求構造改革を推進する

海外出願を促進する

日本の出願人の海外出願比率は約 2 1 % であり、米国 (約 4 4 %)、欧州 (約 6 0 % (E P C 加盟国外への出願比率は約 4 7 %)) に比べ極めて低い。2 0 0 6 年度から、我が国の技術が海外においても適切に保護され、我が国の国際競争力の強化に資するよう、各企業が、その海外事業戦略に見合った海外出願戦略を構築し、特許協力条約 (P C T) に基づく国際出願の活用も含め、海外への出願を積極的に行うことを促す。

(経済産業省)

明細書の文章の平易化・明瞭化を促進する

a) 外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書の翻訳作業の際に、誤訳の発生が問題となっていることにかんがみ、2 0 0 6 年度から、一文を短くする、主語述語の対応関係をはっきりさせる、曖昧・難解な用語を避ける等、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文章の平易化・明瞭化を徹底する。

b) 2 0 0 6 年度も引き続き、明細書等の出願書類を作成するに当たり技術的に簡単・明瞭な文言を用いて明確かつ簡潔に記載するよう、日本弁理士会に対し協力を要請する。

(経済産業省)

出願人による先行技術調査の質の向上を促す

) 2 0 0 6 年度も引き続き、企業に対し、特許出願前及び審査請求前に、十分な先行技術調査を行うことにより、権利取得に至らない特許出願を削減し、質の高い特許を重点的に取得することを促す。このため、特許情報の利用環境の整備を徹底するとともに、安定した品質の先行技術文献調査がなされるよう、民間事業者による先行技術調査事業や特定登録調査機関への参入を促す。

(経済産業省)

) 2 0 0 6 年度から、先行技術文献情報開示制度の運用を徹底するとともに、

自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、出願人にフィードバックすることにより、質の高い特許出願を促す。

（経済産業省）

企業の出願戦略策定に役立つ情報を公表する

）2006年度から、企業における特許出願戦略を策定するに当たって参考となる情報として、主要企業の海外出願比率や特許率等の情報を公表する。

（経済産業省）

）2006年度も引き続き、弁理士が出願人に対して先行技術調査手法を指導すること、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて、日本弁理士会に対し協力を要請する。

（経済産業省）

（2）不使用商標を減らすための対策を講ずる

不使用登録商標を減少させ、商標使用を活性化するための方策を、ブランドイメージを守るための商標登録等の必要性について留意しつつ、2006年度中に検討し、必要に応じ運用の変更や法改正等制度の整備を行う。

（経済産業省）

5．知的財産権制度を強化する

（1）医療分野における特許保護の運用状況を注視する

2006年度も引き続き、「医療機器の作動方法」及び「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」の技術について、2005年4月に改定された特許審査基準の運用状況等を注視する。

（経済産業省）

（2）営業秘密等の保護を強化する

特許出願による技術流出を防止するための環境を整備する

）先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる

要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等も紹介したガイドライン(事例集)を、2006年度前半のできるだけ早い時期に作成し、周知徹底を図る。また、その後生じた課題や判例を注視し、特許制度の下、先使用権が有効に活用されるよう努める。

(経済産業省)

先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されるよう、2006年度以降、技術を理解でき、知財制度にも精通した公証人を増加させるための必要な措置を講ずる。

(法務省)

ノウハウ等の海外への流出を防止する

2006年度も引き続き、対象となる秘密を明示した形での秘密保持契約の慣行の定着を促すとともに、2005年度から行っている実施状況調査の結果を踏まえ、契約や2005年に改正した不正競争防止法による民事的・刑事的救済によっても営業秘密の保護が不十分である場合には、退職者が営業秘密を使用・開示する行為に対する刑事罰を更に拡充する方向で早急に検討し、必要な制度整備を行う。

(法務省、経済産業省)

医薬品の試験データの保護を強化する

新医薬品と同等の医薬品の承認申請については、薬事法に基づき、医薬品の品質、有効性、安全性を確保する観点から、新医薬品の承認後6年間は、新医薬品と同様の試験データを添付することが求められており、この期間が結果として新医薬品の試験データを保護する期間となっている。医薬品の安全性等をより一層確保する観点から、2006年度中に、例えば、新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間を8年間とすることについて、具体的な内容を検討し必要な措置を講じる。

(厚生労働省)

(3) タイプフェイスの保護を強化する

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイス(書体デザイン)の重要性が高まっているが、現在の著作権法の解釈では、プログラム等

に具体化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められていない。2006年度から、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。

(経済産業省)

(4) 農林水産分野における知的財産の保護を強化する

農林水産省知的財産戦略本部を中心とした取組を推進する

知財を活用した競争力の高い農林水産業の振興を図るため、2006年2月に設置された「農林水産省知的財産戦略本部」を中心に、2006年度から、農林水産分野における知財の保護を強化するとともに、地域ブランドの活用も含め、これら知財の創造、保護、活用の好循環を生み出すための総合的な取組を推進する。

(農林水産省、関係府省)

植物新品種の保護を強化する

植物新品種の保護制度を、より使いやすく実効性の高いものとする観点から、権利行使の容易化に関する制度整備など、種苗法及び関連する品種保護対策の在り方について、2006年度から多面的に検討し、必要に応じ制度を整備する。

(農林水産省)

農業者が自家増殖を行うに当たって育成者権者の許諾を必要とする植物の範囲の拡大について、2006年度以降も引き続き関係者による定期的な検討を行い、許諾契約の普及等の環境整備を行いつつ、省令指定対象植物を追加するなど必要な制度整備を行う。

(農林水産省)

収穫物及び当該収穫物を原料とした加工品について、侵害品の判定を容易にするためのDNA品種識別技術の開発に関し、2006年度から、対象品目数を増加するとともに、開発されたDNA品種識別技術の標準化を支援する。

(農林水産省)

農業者等が種苗の増殖や譲渡に当たって意図せずに権利侵害してしまうことを防ぐため、2006年度も引き続き、民間作成の登録品種表示マーク(「P

VP」マーク)の普及を支援する。

(農林水産省)

) 海外において我が国育成の品種が無断で栽培され、さらには、その収穫物が日本へ輸出される事例も生じている一方、海外での権利取得やその活用が進んでいないことを踏まえ、2006年度から、諸外国における品種保護制度に関する説明会の開催、情報提供の充実などを通じ、海外における育成者権の積極的な取得・活用を促進する。

(農林水産省)

家畜の遺伝資源の保護を検討する

2006年度から、国際的に確立した直接的な保護制度の存在しない黒毛和牛等の家畜の遺伝資源の保護について、「農林水産省知的財産戦略本部」の下に有識者による「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」を設置して検討し、知財制度の活用も含め、遺伝資源の保護と活用の可能性について明らかにする。

(農林水産省)

(5) 知的財産権侵害に係る刑罰を見直す

知財権侵害に対する抑止効果を高めるため、2006年度も引き続き、著作権及び育成者権の侵害に係る刑罰(懲役)の上限を10年とすることについて検討し、必要に応じ制度を整備する。

(法務省、文部科学省、農林水産省)

6. 紛争処理機能を強化する

(1) 知的財産高等裁判所に期待する

a) 2005年4月に設置された知的財産高等裁判所においては、知財や技術に精通した専門委員等の活用を通じて技術的専門性を高めることや、早期の事実上の統一的な判断による裁判の予見性を高めること、経済社会の実態にあった運用を行うことなどの各方面からの期待に応えるべく、一層適正・迅速な裁判を実現することが望まれる。裁判官については、ビジネスの実情に関する知見や国際感覚に一層磨きをかけるため、民間における研修や国際交流を活発に行うことが望まれる。また、知的財産高等裁判所

に関する情報を国際的に発信することが望まれる。

- b) 2004年4月から開始された専門委員制度は、技術の高度化や細分化が見られる専門性の高い事件に対応する裁判を実現するものとして期待されている。2006年度も引き続き、制度利用者の信頼性等の確保を図りつつ、同制度がより効果的に機能することが望まれる。

(2) 裁判外紛争処理を充実する

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」により民間事業者の行う和解の仲介(調停、あっせん等)の業務を対象とした認証制度が2007年4月1日から実施されることになっている。2006年度は、知財に係る紛争処理手段の選択の目安を幅広く提供するとともに地域における簡便かつ効果的な裁判外紛争処理(ADR)体制を構築する観点から、ADR機関の機能強化・活性化を図るため、知財に係る紛争処理を行う民間事業者に対しADR法の意義や認証制度の具体的な仕組み等について一層の周知啓発を図る。また、利用者の利便に資するよう、企業や団体への説明会やインターネットを通じて、認証を受けた民間事業者に関する情報やADR機関を利用するメリット(迅速性、非公開性、柔軟性など)についての情報提供を行い、制度の定着を図る。

(法務省、経済産業省)

7. 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する

(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を図る

世界特許システムの実現に向け、まずは日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を目指し、日本特許庁がリーダーシップを発揮して、以下の取組を具体化する。

- a) 第1ステップにおいて、他庁のサーチ・審査結果を相互に有効活用するためのネットワークである「次世代型ドシエ・アクセス・システム」が稼動したことを受け、第2ステップとして、2006年度から、日米欧三極特許庁相互に、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ」の構築に

向けまず日米間での試行を開始するなど、三極間のサーチ・審査結果の相互利用を促進する。その際、第1庁のサーチ・審査結果の利用が制度的に担保されるよう、第2庁における追加的な調査が不要な部分をガイドラインにおいて明示するなどの運用の明確化又は必要な制度整備を行う。

b) 上記a)の取組状況を見つつ、第3ステップとして、日米欧三極特許庁間で、一国で成立した特許は他国でも原則認めるよう、実質的な特許相互承認制度を実現する。2006年度は、日米欧三極特許庁会合の場において、ワーキンググループを設置し、試験的な他の特許庁の審査結果の受入れを検討するなど、特許相互承認制度の実現に向けた具体的な議論を開始することを提案する。

c) 2006年度以降、米・欧特許庁以外の外国特許庁への対象拡大についても、上記a)及びb)と並行して進め、最終的に世界特許を実現する。

(経済産業省)

日米欧三極特許庁の出願明細書の記載様式の統一を進める

2006年度も引き続き、上記の取組と並行して、日米欧三極特許庁の出願明細書の記載様式を、PCT国際出願の様式を基本に統一するための取組を官民協力して進める(One Application / One Formatの推進)。日米欧三極特許庁で同時に統一することが困難な場合には、まずは二庁間での様式統一を目指す。

(経済産業省)

特許制度の国際的な調和を促進する

2006年度も引き続き、世界知的所有権機関(WIPO)における、利用者の利便性向上等を目的としたPCT改革の議論や、実体特許法条約に関する議論に精力的に取り組み、米国における出願公開制度の全面導入、先発明主義の見直しやグレースピリオドの統一を含めた特許制度の国際的調和のための議論を促進する。

(外務省、経済産業省)

(2) 国際公共政策に配慮した国際ルール構築に貢献する

省庁間連絡会議などの検討体制を整備する

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、2006年度の早い時期に、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議（仮称）」の設置など、国際的な知財政策に関する国の検討体制を整備する。

（内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、関係府省）

国際的な相互理解とコンセンサスづくりに貢献する

2006年度から、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係に関する問題について、先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話や、国際シンポジウム等の開催を推進するとともに、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進する。

（内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省、関係府省）

バイオ分野等における企業等の自主的な取組を促す

2006年度から、遺伝資源や関連する伝統的知識等の利用と利益配分について、企業、大学等の自主的な取組による配慮がなされるよう、バイオ分野等の企業や団体における行動指針等の作成を促すとともに、生物多様性条約の遵守を促すための普及啓発活動に努める。

（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

(3) 商標の国際的な保護及び制度調和を推進する

）商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、2006年度も引き続き、二国間や地域的な枠組みを通じて、加盟が遅れているアジア地域等の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。また、同制度の発展につながるよう、2006年度も引き続き、WIPOにおけるマドリッド・システムの見直し

の議論に積極的に参加する。

(外務省、経済産業省)

） 2006 年度から、2006 年 3 月に採択された「商標法に関するシンガポール条約（仮称）」について、我が国の早期加盟に向けた取組を進める。

(外務省、経済産業省)

） 海外で権利を取得する出願人の手続負担を軽減し、各国特許庁の業務負担の軽減に資するため、2006 年度も引き続き、日米欧の三極特許庁間で、指定商品・役務に関する表示の標準化を一層推進する。

(外務省、経済産業省)

(4) 植物新品種に関する審査協力と制度整備を促進する

） 植物新品種の登録に関する出願の国際的な増加に対応し、国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、以下の取組を行うとともに、早急な相互承認制度の導入等を検討し、必要に応じ制度を整備する。

a) 2006 年度も引き続き、審査データの相互利用を促進するため、審査基準の国際的な調和を推進する。

b) E U との審査協力を 2006 年度から開始する。

c) 2006 年度も引き続き、中国、韓国等との間で審査官等による定期的な協議を実施し、審査協力を推進する。

(外務省、農林水産省)

） 2006 年度も引き続き、植物新品種保護国際同盟（U P O V）を通じた制度整備への支援や専門家を養成するための研修・セミナー等を実施するとともに、二国間や地域的な枠組みなど、様々な機会を利用して、植物新品種の保護が不十分な国における制度の整備及び充実について働きかけを行う。

(外務省、農林水産省)

） 2006 年度も引き続き、中国及び韓国に官民合同ミッションを派遣し、保護対象植物の拡大等品種保護制度の充実や運用の改善を働きかける。特に、韓国に対しては、日本育成のいちご品種が生産の 9 割近くを占めている現状を踏まえ、2006 年中に保護対象植物に追加されるよう、韓国生産者と日本の育成権者との間の調整等を支援する。

(農林水産省)

(5) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する

アジア地域等における特許制度等の産業財産権制度の統一、植物新品種保護制度の整備の充実、知財に関する権利取得の円滑化等に対する出願人の要望を踏まえ、2006年度も引き続き、審査協力や人材育成、情報化に関する協力などを通じて、アジア地域等における知財権制度や運用の調和に向けた取組を官民協力して進める。

(農林水産省、経済産業省)

(6) 自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)等を活用する

自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・複数国協定の交渉の機会において、交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)等の規定以上の知財の保護が達成されるよう、2006年度も引き続き積極的に働きかける。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(7) 国際的な情報発信を推進する

国際的な審査情報ネットワークを構築する

- a) 2006年度も引き続き、我が国のサーチ・審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする高度産業財産ネットワーク(AIPN)の利用環境の充実を行うとともに、その利用の拡大を図る。
- b) 2006年度も引き続き、英語への機械翻訳用の辞書の一層の充実を図り、特許庁保有の辞書を外部に公開するなど、産業界での日英機械翻訳の活用を促進する。

(経済産業省)

知的財産に関連する法律の英訳を早急に進める

我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、2006年度も引き続き、関係府省や関係団体と協働しつつ、特許法等の英訳を先行して進めるとともに、その他の法律についても2006年3月に

策定した翻訳整備計画に従い、正確かつ統一された英訳の作成作業を早急に進める。

〔内閣官房司法制度改革推進室、法務省、文部科学省、
農林水産省、経済産業省、関係府省〕

・模倣品・海賊版対策を強化する

模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業はあらゆる業種で増加してきており、模倣内容も商標から意匠・特許・種苗にまで拡大し、高度技術化、大規模流通化が進んでいる。模倣品・海賊版は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知財の創造意欲を減退させる。また、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、健康や安全への被害など消費者自身の利益を損なうものである。

我が国が「知財立国」を目指す上で、国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守るよう、官民挙げて強力な対策を講ずることが強く求められている。

1．外国市場対策を強化する

（１）模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

模倣品・海賊版問題は、特定の国にとどまらず世界各国に拡散しており、犯罪組織やテログループの資金源となったり、消費者の健康や安全を脅かす深刻な問題であることにかんがみ、2006年度は、我が国から提唱を行った「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、各国と連携しつつ、経済協力開発機構（OECD）、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）などの国際機関と協力して、早期の実現を目指して議論を加速する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

（２）侵害発生国・地域への対策を強化する

在外公館等の機能を強化する

）模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、2006年度も引き続き、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館においては、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図る。

（外務省）

）２００６年度も引き続き、企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言や調査会社等の紹介などの具体的な支援を在外公館や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）等において実施する。

（外務省、経済産業省）

コンテンツ海外流通マーク（ＣＪマーク）等を活用する

）２００６年度も引き続き、海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（ＣＪマーク）の普及や調査・摘発活動を支援する。

（警察庁、文部科学省、経済産業省）

）海外市場及び水際での商品の真贋判定を容易にするため、２００６年度から、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

侵害状況調査制度を活用する

）政府においては、海外における我が国企業の知財権侵害による被害の重大性にかんがみ、２００６年度も引き続き、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の活用を促進する。

（外務省、経済産業省、関係府省）

）２００６年度も引き続き、定期調査や事業者からの申立てに基づく調査等を基に、諸外国の模倣品・海賊版対策に関する報告書を作成・公表するとともに、侵害発生国・地域に対して問題の改善を強力に要請する。

（外務省、経済産業省、関係府省）

侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う

２００６年度も引き続き、アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減など、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について閣僚レベルを始め様々なレベルで強力に要請する。

（外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

模倣品・海賊版の被害の実態を調査する

）2006年度も引き続き、模倣品・海賊版被害にあった場合の対応策や事例など、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。

（外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）海外市場において模倣品・海賊版の被害を受ける我が国企業が増加していることにかんがみ、2006年度も引き続き、模倣品・海賊版による被害の実態等を調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。

（外務省、文部科学省、経済産業省）

（３）侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する

侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、2006年度も引き続き、日常的な情報交換に加え、相互支援協定の締結や当局間での定期協議などを推進する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

（４）自由貿易協定（ＦＴＡ）／経済連携協定（ＥＰＡ）等を活用する

2006年度も引き続き、自由貿易協定（ＦＴＡ）／経済連携協定（ＥＰＡ）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等を協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）

（５）税関相互支援協定に関する取組を推進する

外国政府との円滑な情報交換を促進するため、2006年度も引き続き、欧米を含む外国税関当局との協議及び税関相互支援協定等の枠組みを通じた連携を強化するとともに、新たな税関相互支援協定等の締結に向けた取組を推進する。

（外務省、財務省）

(6) 欧米との連携を強化する

E U ・欧州各国との連携を強化する

2006年4月に開催された日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組構想等に関する対話等、模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することが合意された。2006年度も引き続き、侵害発生国・地域への働きかけをより有効に行うため、首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や日・EU知財対話等の協議を積極的に活用し、EUとの連携を強化する。

また、EUとの連携を効果的に行うために、日仏間を始め欧州各国との二国間協議など欧州各国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

米国との連携を強化する

2006年度も引き続き、アジアにおける知財権の保護を推進するため、首脳間、閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用し、米国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(7) 多国間の取組をリードする

2006年度も引き続き、G8サミットを始めとして、OECD、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、アジア欧州会合(ASEM)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)等の国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう、準備や働きかけを行う。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

OECDにおいて、2005年から作業が開始されている模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、2006年度も引き続き、諸外国と連携しつつ積極的に議論を推進する。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

APECにおいて、2006年度は、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づいて、新たなガイドラインの策定や対象となる知財権の追加等に関する検討作業をリードするとともに、引き続き知的財産権政策進捗

マッピングの活用やAPEC知的財産権包括戦略の推進、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置について、積極的な働きかけを行う。

（外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）2006年度も引き続き、ASEM貿易円滑化行動計画の下、知財権分野での活動に積極的に取り組むとともに、欧州とも協力し、エンフォースメントを含む知財権保護のためにアジア・欧州間で協力する。

（外務省、財務省、関係府省）

）2006年度も引き続き、WTOの対中国経過的レビューメカニズム及びTRIPS協定の法令レビュー、貿易政策検討制度（TPRM）を積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請する。

（外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）2006年度も引き続き、WIPOにおいて、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをWIPO加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。

（外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）税関の国際機関である世界税関機構（WCO）において、2006年度も引き続き、WCOの税関監視取締ネットワーク等を通じた知的財産侵害物品の水際取締りに関する情報交換が、模倣品・海賊版取締対策の大きな役割を果たしていくよう積極的に働きかけを行っていく。

（外務省、財務省）

（8）模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

）開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知財権の適切な保護が不可欠であることにかんがみ、2003年8月に決定されたODA大綱を踏まえ、2006年度も引き続き、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知財制度の整備・執行の強化を支援する。

（外務省、関係府省）

）模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築

(キャパシティービルディング)を、2005年6月に策定された「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」に基づき、2006年度も引き続き、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構(JICA)、JETRO等の関係団体が協調して実施する。また、毎年度終了後に事業内容のレビューを行う。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

)2006年度も引き続き、侵害発生国・地域において対策に取り組む当局や団体との連携を強化するとともに、模倣品・海賊版が社会悪であることを侵害発生国・地域の国民が広く認識するよう、啓発活動の支援に取り組む。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

2. 水際での取締りを強化する

(1) 個人輸入等の取締りを強化する

)模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、また国民の意識も極めて低い。このため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、その氾濫を防止するため、2006年度中に、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

)偽ブランド品や模倣医薬品等の個人輸入代行においては、形式上、輸入者は個人であり業としての実施ではないが、実質的には代行業者が知財権を侵害しているのではないかと指摘があることを踏まえ、2006年度から、被害の実態を踏まえて代行業者の責任を問える可能性を検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(法務省、財務省、経済産業省、関係府省)

(2) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する

権利者が事案の性質や権利者のニーズに応じて多様な手続を活用できるよう、2006年度中に、水際対策における技術判定能力の重要性や制度の利便性・手続の公平性等にかんがみ、これまでの累次の制度改正の実施状況等を踏まえ、

当事者の参加や専門家の関与等により、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うための方策を更に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(3) 裁判所の仮処分命令を活用する

税関長は、侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合には、特段の事情がない限り当該命令における侵害判断と同一の侵害判断に基づいて侵害認定が行われていること、及び水際における迅速な救済の必要性にかんがみ、2006年度も引き続き、裁判所には、仮処分命令が迅速になされるよう訴訟運営面での対応が望まれる。

(4) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する

税関の体制を強化する

）並行輸入や個人輸入と偽った輸入や、個人による小口貨物を利用した輸入が、国内に偽ブランド品や海賊版が氾濫する原因の一つとなっている現状を踏まえ、それらの取締りを一層強化するよう、2006年度も引き続き、税関と権利者との連携の強化、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上を進める。

(財務省)

）製品の外観のみから侵害を判断することが困難な事案への対応や、模倣品・海賊版が犯罪組織やテログループの資金源となっていること等にかんがみ、2006年度から、税関で使用される検査機器への民生技術の応用や最先端技術を用いた検査機器の調査・研究開発を促進するとともに、各国との連携を強化する。

(総合科学技術会議、財務省)

模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する

）海賊版が侵害品発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、税関が著作権を侵害する物品の輸出・通過についても水際で取締りを実施できるよう、2006年度中に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(法務省、財務省、文部科学省)

）特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品、育成者権侵害物品、及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出を取り締まる制度を整備したことを踏まえ、2006年度から、制度の周知徹底に努めるとともに、濫用防止の観点に十分に配慮しつつ税関での取締りを行う。

（財務省、農林水産省、経済産業省）

差止申立て・認定手続を簡素化する

）当事者の負担を軽減するため、2006年度中に、輸入差止申立てや認定手続における提出書類及び記載すべき事項等について見直しを行い、必要に応じ簡素化するとともに、当事者が遠隔地まで出向くことなく貨物の確認ができるよう、必要に応じ電子メールを活用し画像を送付する等の制度を整備する。

（財務省）

）模倣品・海賊版を、国際スピード郵便（EMS）等の外国郵便物を利用して輸入したり、海外旅行の際に手荷物として持ち込む事例が急増していることから、2006年度中に、手続保障に留意しつつ、外国郵便物や旅客の手荷物について迅速な没収・廃棄が可能となる簡易な手続について検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

（財務省）

3．国内での取締りを強化する

（１）インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

）2006年度は、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引等に関する準則」(2006年2月1日公表)の周知徹底を図るとともに、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて同準則の基準を見直し、必要に応じ改定を行う。

（経済産業省）

）2006年度は、官民協力の下、消費者や出品者の観点を考慮に入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた下記の取組を推進する。

- a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。
- b) 違法出品者に対する権利侵害品の差止や損害賠償の請求を可能にするため、権利者から法令に基づく出品者情報の開示請求があった場合のオークション事業者から権利者への迅速かつ円滑な情報開示を促進する。
- c) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、模倣品・海賊版の出品停止などオークション事業者が一体となった自主的取組を促進する。
- d) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

2006年度は、上記取組の効果検証と並行して、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

2006年度は、権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を効果的に活用し、オークションサイトを通じた模倣品・海賊版の取締りの効率化及び強化を図る。

(警察庁)

2006年度は、オークション事業者の実態把握を促進し、出品者の本人確認等古物営業法に定める遵守事項等についての指導を徹底するとともに、違法出品者の取締りを強化する。

(警察庁)

(2) 警察による取締りを強化する

模倣品・海賊版の供給ルートを遮断するため、2006年度も引き続き、模倣品・海賊版の密売等により不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明し、その取締りを強化するとともに、この種の犯罪と国際テログループの資金源活動のつながりを視野に入れた警察活動を推進する。

(警察庁)

2006年度も引き続き、警視庁が全国に先駆けて発足させた模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度の活用等様々な捜査手

法を駆使し、模倣品・海賊版の販売事犯の取締りを強化する。

(警察庁)

) 2006年度も引き続き、不正商品対策協議会を始めとする各業界団体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

(3) 育成者権の侵害対策を強化する

植物新品種の不正な利用を防止し、育成者権の適切な保護を図るため、2006年度も引き続き、種苗管理センターにおける品種保護対策役(品種保護Gメン)の活動を強化し、国内外における権利侵害の実態調査や侵害の判定等を支援するための品種類似性試験(比較栽培、DNA分析)を実施する。

また、2006年度から、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物、加工品の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録するとともに、その証拠品を寄託し、育成者権侵害の立証を支援することにより、植物品種の育成者権の侵害対策を強化する。

(農林水産省)

(4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を推進する

映画の上映中に劇場内において無許可で撮影された映像がインターネットにより違法に流通する等の問題について適切に対処するため、2006年度から、被害状況や対策について検討し、必要に応じ所要の措置を講ずる。

(警察庁、文部科学省、経済産業省)

4. 官民の連携を強化する

(1) 政府内の連携を強化する

外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、関係府省が一体となって対策に取り組むよう、2006年度も引き続き、以下のような対策に取り組み、関係府省の連携を強化する。

- a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口の周知を徹底し、総合窓口年次報告書を作成するとともに、権利者や企業等からの相談に対し、迅速に対応する

ために関係府省の連携を強化する。

- b) 関係府省で模倣品・海賊版に関する情報を共有できるようネットワークやデータベースを構築する。
- c) 外国市場での模倣品・海賊版の製造・流通情報や被害情報等を警察・税関が活用し、当該模倣品等の国内市場への流入防止、国内からの排除を進める。
- d) 国内外で収集・分析した各種情報に基づき模倣品・海賊版対策に関する政策を立案・実施するとともに、その結果を関係者にフィードバックする。
- e) 各種対策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

(2) 官民・民民の連携を強化する

) 2006年度も引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するとともに、侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

) 2006年度も引き続き、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。

(警察庁、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

) 権利取得や模倣品対策の助言、現地の弁理士・弁護士・調査機関の紹介、個別案件の相談や関係府省への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、2006年度も引き続き、JETRO、日本商工会議所、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット、日本弁理士会及び(社)発明協会等で構築したネットワーク(通称：ニセモノ相談ネット)の積極的な活用を促進する。

(経済産業省、関係府省)

) 2006年度も引き続き、日中間の電子電気業界による意見交換等に基づ

く模倣品対策のための実態調査やセミナー等の取組を奨励する。

(経済産業省)

(3) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する

模倣品・海賊版を撲滅するためには、模倣品・海賊版が社会悪であることを国民に広く認識してもらうことが重要であり、消費者基本法に知財権等の適正な保護が消費者の責務であると規定していることを踏まえ、2006年度も引き続き、国民への啓発活動を強化するとともに、学校教育等を通じ適切な消費行動等についての教育を推進する。

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、
財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

第3章 知的財産の活用

1. 知的財産を戦略的に活用する

これまで、企業の知財戦略の多くが自社の事業を守る「防衛」を主眼とする知財の出願・管理に重点を置いてきた結果、半分以上の特許が活用されていない状況にある。また、近年のデジタル分野を中心とした世界レベルでの研究開発やアジア諸国の急速な追い上げ等により激化している国際競争環境の中で、知財を事業の競争力の源泉と位置付けた企業経営が一層重要になっている。

このため、企業には、知財ポートフォリオの構築を通じた研究開発の効率化、事業の防衛や製品の差別化、ブランド戦略の展開、知財を利用した資金調達など、より戦略的な知財の活用を実践していくことが期待されている。

これを実現するため、政府は、知財を活用した経営が株主、取引先、消費者等のステークホルダーから支持され適切な評価を受けることができるような土壌を醸成するとともに、関連する法制度等の整備を行う。

1. 企業の戦略的経営を促進する

(1) C I P O等の設置を促す

企業において、経営トップ自らが技術・研究開発部門や知財部門を主導し、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略の策定・実行について統一的な見地に立った経営戦略を推進するため、2006年度から企業における最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員の設置を奨励する。

（経済産業省）

(2) 知的財産重視の経営戦略を推進する

戦略的な知的財産経営を促進する

企業は、競争力の源泉たる人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」の活用を重視した経営（知的資産経営）に取り組むことにより、持続的な収益を生み出す経営を実践することが重要である。とりわけ、技術立社を目指す企業は、知財を経営の中核に位置付け、事業戦略、研究

開発戦略、知財戦略に三位一体で取り組むことが重要である。2006年度は、このような知財経営が推進されるよう、企業において、「知的財産の取得・管理指針」や「産業構造審議会新成長政策部会 経営・知的資産小委員会（中間報告書）」等を参考にして知財戦略を策定し実行することを奨励する。

（経済産業省）

知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する

）2006年度も引き続き、「知的財産情報開示指針」や「知的資産経営の開示ガイドライン」を踏まえて、知的財産報告書など知財の活用に関する報告書（以下、「知的財産報告書等」という。）の作成企業が100社を超えるよう普及啓発を行う。その際、知的財産報告書等を年次報告書とともに継続的に発行すること、様々なメディアや電子媒体を活用し広く一般に利用しやすく提供すること、投資家向けの説明会を開催すること等、効果的な情報開示の方法について企業に対する啓発を行う。

（経済産業省）

）各企業の知財経営に関するIR・PR情報が、広くかつ正確に評価されるよう、2006年度から株主、取引先や消費者等のステークホルダー及び金融・証券市場等に対する知的財産報告書等の普及啓発を強化する。

（経済産業省）

）研究開発・特許関連情報の有価証券報告書等における任意記載の方法について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じその明確化を図る。

（金融庁、経済産業省）

2．知的財産を活用した事業活動の環境を整備する

（1）知的財産の価値評価の実務を奨励する

企業等が知財を活用した活動を行うためには、知財の活用の目的に応じて価値評価を行うことが必要である。2006年度は、「知的財産（権）の価値評価手法の確立に向けた考え方（中間論点整理）」等を参考にし、民間において信頼性の高い価値評価手法が確立され、知財の活用の目的に応じた評価実務が行われるよう奨励する。

（経済産業省）

(2) 知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する

）企業による知財信託制度の利用を促進するため、2006年度は、各種セミナーやインターネットを通じてグループ企業内信託や管理・運用型信託の事例を紹介し、知財信託制度の普及啓発を行う。また、利用者の参考となる信託の類型ごとのスキーム、利用のメリットや留意点等の情報提供を行う。

(経済産業省)

）受託された特許権について第三者が当該特許権を侵害する場合、委託者又は受託者が、適切に損害賠償を請求することができるよう、2006年度中に損害額の推定等に関する規定が十分であるか否か検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(経済産業省)

(3) 企業のライセンス活動を円滑化する

特許・ノウハウのライセンスに関するガイドラインを改定する

企業が、技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、2006年度中に「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を改定し、公表する。

(公正取引委員会)

知的財産権のライセンスの保護を図る

知財権のライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合やライセンサーがライセンス契約の対象たる知財権を第三者に譲渡した場合であっても、ライセンサーが継続して事業活動を実施できるよう、2006年度も引き続き検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(経済産業省)

海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する

企業等が、海外で取得した知財権について適切に権利行使を行い、ライセンス交渉や訴訟提起等の活動が円滑に実施できるよう、2006年度から、権利者の海外における権利行使の状況やライセンスの事例等を調査・収集し、情報提供を行う。

(経済産業省、農林水産省、関係府省)

租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する

知財権等の使用料について源泉地国免税とする内容を含む日米新租税条約を2004年に締結し、2006年2月にはイギリス及びインドとの間で、源泉地国課税を減免する内容を含む新条約及び条約改正議定書それぞれの署名を行った。2006年度も引き続き、他の国々と租税条約を改正していく際には、国境を越えた知財の利用を促進する目的も踏まえ、できる限り早期の合意を目指す。

(外務省、財務省)

(4) 知的財産流通の担い手を育成する

2006年度も引き続き、特許流通・技術移転の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的とした国際特許流通セミナーの開催、知財権取引業者のデータベース化及び公開等により、知財権取引業の育成支援を実施する。また、知財信託制度や知財の価値評価等に関する知識や知財をビジネスに活用するための交渉能力を備えた人材が育成されるよう、知財信託等の事例の公表などを通じて知財流通業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。

(経済産業省)

(5) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る

2006年度は、信託受益権の譲渡により資金調達を図る資金調達型の知財信託の活用事例を公表し、企業における利用を促す。

(経済産業省)

2006年度も引き続き、知財権者の知財権を他の事業者に移転、譲渡又は利用許諾等を行う特定目的会社等に対する日本政策投資銀行の融資制度(知的財産有効活用支援事業)の融資スキームや過去の融資事例を公表し、その利用促進を図る。

(総務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

2006年度も引き続き、中小・ベンチャー企業等に対して知財を活用した資金調達が円滑になされるよう、日本政策投資銀行が行う知財担保融資の事例を公表し、その利用促進を図るとともに、民間金融機関における同様の取組も積極的に奨励する。

(財務省、経済産業省)

3．知的財産の円滑・公正な活用を促進する

(1) 不当な権利行使を取り締まる

知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、2006年度は、必要な審査専門官の確保などにより知的財産タスクフォース（知財の専門チーム）の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。

（公正取引委員会）

(2) イノベーション促進のため知的財産活用の円滑化を図る

「市場における経済取引に係る準則」を作成し、公表する

ソフトウェア間の相互運用性の確保の阻害など、特許権の権利行使がソフトウェアにおけるイノベーションの促進を阻害する場合において権利濫用が適用される場合を明確にするため、「市場における経済取引に係る準則」を2006年度中に作成し、公表する。

（経済産業省）

産業界における自主的対応を促進する

）2006年度から、既存の知財権制度の利用を前提に、各企業等が保有する知財権についてパブリックドメインを構築し、当該ドメインを活用したイノベーションの向上を図るなど産業界における自主的な対応を促進する。

（経済産業省）

）オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、2006年度は、オープンソースソフトウェアを活用してシステム構築を行う際のベンダーやユーザーのリスクの所在を明確にしリスク回避・低減の解決策を提案した「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」を周知し企業における活用を図るとともに、必要に応じ改定を行う。

（経済産業省）

．国際標準化活動を強化する

我が国の製品が海外で広く利用されることを可能とするとともに、我が国の企業・大学等が有する知財の価値を最大化するために、国際標準化活動は有益かつ重要な活動である。このため、諸外国が策定した国際標準を利用するという受身の姿勢を改め、我が国発の技術標準が国際標準として採用されるよう産学官が協力し、戦略的に国際標準化活動を強化することが必要である。

また、技術標準に関わる知財のライセンスを円滑に行うことは重要な課題である。このため、ライセンサーの権利保護とライセンシーによる円滑な技術利用とのバランスのとれた知財権の取扱いルールを整備する必要がある。

１．国際標準総合戦略を策定する

経済のグローバル化に伴い、国際標準の産業競争力に与える影響は格段に大きくなってきているにもかかわらず、これまでの我が国の取組は他の先進諸国に比べ立ち遅れている。我が国の国際標準化活動を抜本的に強化すべく、2006年度中に、先進国及び近隣諸国の標準化戦略を分析し、その結果を踏まえ、我が国全体としての国際標準総合戦略を策定し、実行に着手する。

（総務省、経済産業省、関係府省）

２．国際標準化活動を展開する

（１）国費原資の研究プロジェクトにおいて日本発の国際標準を取得する

2006年度も引き続き、国費原資の研究開発の実施計画において国際標準の獲得を明確に位置付け、そのために必要な財源を確保し、標準化活動に積極的に取り組む。

（総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

（２）国際標準化の体制を整備する

国内のネットワークを形成する

2006年度から、国際標準化活動を、一貫性をもった形で迅速かつ効率的に進めていくため、総務省及び経済産業省を始めとする各府省、産学官の連絡

を密にするためのネットワーク体制を整備する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

技術標準の提案プロセスを多様化する

2006年度から、国際標準化機関への技術標準の提案のプロセスの一形態として、企業が自社の策定した技術標準を単独で直接、国際標準化機関に提案できるよう、産業界に対し現在の工業会を通じた国際標準化活動の慣行を見直すよう促す。

(経済産業省)

アジア諸国と連携し技術標準を開発する

我が国が国際標準化活動を戦略的にリードするため、2006年度も引き続き、アジア・太平洋電気通信標準化機関、アセアン基準認証協力プログラム、太平洋地域標準会議などを通じて、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国と共同で技術標準を開発するなど連携を強化する。

(総務省、経済産業省)

(3) 国際標準化の普及・啓発を行う

企業、大学等のトップの認識を高める

標準化活動の重要性を普及啓発し、特に企業、大学等のトップの標準化活動に対する認識を高めるため、企業、大学等のトップに対するシンポジウムを2006年度も引き続き開催する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

国際標準化活動の経済的効果を分析する

我が国発の技術標準が国際標準として採用された場合に、企業にもたらす経済的効果の分析など標準化に関する研究を2006年度も引き続き行うとともに、当該研究で得られた情報を産業界などに周知する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

国際標準化活動の事例集・ガイドラインを作成する

企業及び大学等が国際標準化活動に積極的に取り組むことができるよう、2

006年度中に、各技術分野における標準化活動の成功事例と失敗事例の事例集及び国際標準を取得するためのガイドラインを作成する。また、標準化活動を支援する政府の窓口のPRを図り利用を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(4) 国際標準化活動の評価を充実させる

工業会・企業の国際標準化の取組を公表する

2006年度から、工業会に対しては、ISOなどの国際標準化機関における幹事取得数や国際標準化のための会議への参加者数などに基づき国際標準化活動の取組を評価して公表するとともに、企業に対しては、研究開発、知財及び標準化の一体的活動に関する取組や組織体制整備の参考となる事例を公表する。

(総務省、経済産業省)

標準化活動への貢献に対する顕彰制度を充実させる

2006年度から、国際標準化活動に貢献した個人、事業者に対する顕彰制度を充実させる。また、企業において国際標準化活動に貢献した従業員が適切に評価され処遇されるよう奨励するとともに、大学において教員の国際標準化活動にも配慮することを奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(5) 諸外国の国内規格策定の動きに適切に対応する

国際規格とは異なる国内規格を義務付ける行為は、国際貿易に不必要な障害をもたらすとともに、WTO/TBT協定違反になるおそれがある。これに適切に対応するために、2006年度中に、民間企業等からの申立てに基づき政府が調査を行い、その結果に応じて二国間協議やWTO紛争処理手続等により相手国政府に改善を求めるなどの制度を、必要に応じ整備する。

(総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

3．標準化活動を行う人材を育成する

(1) 標準人材育成塾を設置する

標準化活動の実務経験者を講師とし、各企業において、技術力、語学力、交渉力、市場分析力などを備えた標準化の実務を担当し得る人材を育成するための「標準人材育成塾（仮称）」を2006年度中に設置する。また、既存の専門家を登録する仕組みを作ることにより、専門家を業界単位で共有し、国際標準化機関の会合などにおいて活用する。

（経済産業省）

(2) 教育機関による標準教育を強化する

標準化に関する理解を高めるため、理工系の大学、大学院において、技術経営（MOT）プログラム、経営学修士（MBA）プログラム、知財専門家コースなどを含め、標準化に関する教育の提供が行われるよう、2006年度中に標準化に関するモデル教材を作成、提供するなど教育機関の自主的な取組を促進する。

（文部科学省、経済産業省）

(3) 国際標準に精通した弁理士を育成する

弁理士に対して、2006年度から研修等を通じて国際標準化活動の重要性を認識させ、国際標準の規格書に対応した特許の取得を念頭に置くように促す。

（経済産業省）

4．技術標準に関連する知的財産権の取扱いルールを整備する

(1) 技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対処する

国際標準化機関が必須特許の実施許諾条件として定める「RAND条件（非差別的かつ合理的な条件）」は、その解釈が明確でないため、実施者は権利者から過度に高額のライセンス料を請求されるおそれがある。権利者の保護と実施者による必須特許の円滑な実施とを両立させるため、2006年度中にRAND条件の解釈の明確化について検討し、必要に応じその改善を国際標準化機関に働きかける。また、2006年度も引き続き、国際標準化機

関における知財権の取扱いルールを検討に積極的に取り組む。

(総務省、経済産業省)

(2) パテントプールに関する環境を整備する

2006年度から、複数の必須特許の権利者が共同して運営するパテントプールを効率的かつ円滑に機能させるため、日本知的財産仲裁センターにおいて2006年5月から開始された必須特許の判定調査の普及を促す。

(経済産業省)

．中小・ベンチャー企業を支援する

知財立国の実現に当たっては、産業の基盤を担う中小・ベンチャー企業が、知財を有効活用し、競争力を高めて自立的に発展していくことが重要である。

中小・ベンチャー企業は、少ない特許を有効に活用しなければならず、また、侵害訴訟等における体力に乏しいことなど、大企業とは異なる知財戦略が求められる。このような、知財戦略を実施する体制を整備するためには、中小企業者に対する知財教育はもとより、中小企業診断士などの中小企業支援に携わる人材への知財教育や、弁護士や弁理士等の外部人材を適切に活用するための環境整備が重要である。

また、中小・ベンチャー企業は、共同研究における秘密保持契約の締結や、権利行使を行いやすい特許権の取得に努める必要がある。

１．中小・ベンチャー企業の知的財産に関する能力を高める

（１）中小企業の経営者等に対する知的財産教育や研修を充実する

２００６年度も引き続き、中小・ベンチャー企業における経営者や技術者・研究者等の知財に関する知識、特許明細書等の書き方、特許権侵害に対する対応力などを高めるため、中小企業大学校等において講義・研修等を充実する。

（経済産業省）

（２）中小企業支援人材に対する知的財産教育や研修を充実する

２００６年度から、中小企業診断士や商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等の中小企業を支援する人材の知財を有効に活用した経営戦略等の指導力を高めるため、中小企業大学校等において講義・研修等を充実する。

（経済産業省）

（３）中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する

２００６年度も引き続き、中小・ベンチャー企業による知財の創造・保護、活用を一層活発化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民

経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を広く顕彰する。

(経済産業省、関係府省)

2. 中小・ベンチャー企業に対する情報提供・相談を強化する

(1) 「知財駆け込み寺」等の相談窓口を整備する

2006年度から、全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置し、知財に関する相談内容を聴いた上で、適切な公的機関や専門家に迅速に取り次ぐなど、相談窓口として機能させる。

また、2006年度も引き続き、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の窓口を活用し、日本弁理士会や日本弁護士連合会等とも連携して、知財権侵害訴訟に強い弁護士や知財経営に詳しいコンサルタント、中小企業に親切的な弁理士や個別の技術分野に詳しい弁理士等を紹介するとともに、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2005」等により、中小・ベンチャー企業における知財の戦略的な活用モデルなどについて情報提供を行う。

あわせて、大企業からの知財権侵害を受けた場合の対応や摘発、公正取引委員会への申告などについて相談を受ける。

さらに、中小・ベンチャー企業に対して知財の専門家やコンサルタントを派遣し、経営課題、発展段階に応じたタイムリーな特許取得後のアドバイスを行うとともに、知財戦略策定等の支援を行う。

(経済産業省)

2006年度も引き続き、ICT(情報通信系)ベンチャー企業に対して、情報通信ベンチャー支援センターにおいて、知財権に関する情報提供を行うとともに、知的財産戦略セミナーを開催し、知財についての理解を深め企業経営に活用するよう支援を行う。

(総務省)

(2) 弁理士・弁護士情報を全国に提供する

2006年度から、日本弁理士会が提供している弁理士ナビによる弁理士情報の提供を充実するとともに、弁理士、知財を専門とする弁護士等の知財の専

門家についてのインターネットによる情報提供を促進する。

(法務省、経済産業省)

3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の創造を支援する

(1) I P D L の活用支援や特許出願に関する相談を強化する

研究開発の絞込みや、無駄な出願回避など、中小・ベンチャー企業の効率的な知財の創造を支援するため、2006年度も引き続き、I P D L の利用に関する相談や、特許情報活用支援アドバイザー、特許出願アドバイザーの行う特許出願に関する相談等を充実する。

(経済産業省)

(2) 出願ソフトに「中小・ベンチャー企業支援機能」を組み込む

早期審査制度や料金減免制度等の諸制度が、中小・ベンチャー企業、大学、個人出願人によって有効に活用されるよう、2006年度中に、これらの手続に関するリマインド機能など、中小・ベンチャー向けのガイダンス機能を電子出願ソフトに組み込む。

(経済産業省)

(3) 先行技術調査を支援する

2006年度も引き続き、中小・ベンチャー企業の行う審査請求に関する費用負担を軽減するため、民間調査事業者による先行技術調査の結果について無料で提供を行う制度について、周知徹底を図るとともにその利用の拡大に努める。

(経済産業省)

(4) 職務発明制度の中小・ベンチャー企業への普及啓発を推進する

2006年度から、中小・ベンチャー企業に重点を置いて、職務発明制度の理解を図るべく、手続事例集も活用しつつ、説明会の開催など普及啓発活動を推進する。

(経済産業省)

4 . 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する

(1) 知的財産の権利取得を支援する

）2006年度は、中小・ベンチャー企業を対象とした審査請求料、特許料の減免制度の対象を拡大するとともに、適用対象となる要件を簡素化することにつき検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(経済産業省)

）2006年度も引き続き、日本弁理士会に対し、費用やサービスその他の面で中小企業個別の事情を考慮して適切な配慮を払うよう促す。特に、中小企業等支援のための弁理士料金等については、手数料の延べ払い、成功報酬型支払い、ストックオプションなど多くの選択肢について研究することを促す。

(経済産業省)

(2) 知的財産権侵害対策を強化する

）2006年度も引き続き、日本経団連の会員企業が他者の知財権を尊重するよう、日本経団連に対し「知的財産に関する行動指針」を会員企業に周知徹底することを促す。また、他の産業団体等にも同様の取組を促す。

(経済産業省、関係府省)

）2006年度も引き続き、中小・ベンチャー企業が共同研究などにおいて巧妙な契約により、取引先から技術を取り上げられないよう、「知的財産、企業秘密保持への指針」の周知徹底を図るとともに、知財に係る契約の締結などその実践を奨励する。また、「知的財産、企業秘密保持への指針」の内容について社会情勢の変化を踏まえ見直すとともに、必要に応じ改定する。

(経済産業省)

5 . 中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を支援する

(1) 中小・ベンチャー企業が有する技術の活用を奨励する

2006年度は、中小・ベンチャー企業の開発した技術が大企業により取り上げられないよう、大企業の経営陣のみならず購買現場において、取引先選定等の評価システムの中で、中小・ベンチャー企業の技術を尊重し、積極的に活

用するよう奨励する。

（経済産業省）

（２）開放特許の活用等を支援する

２００６年度も引き続き、特許流通アドバイザーによる支援を実施するとともに、特許流通データベースや、開放特許の活用事例について周知を図る。また、イベント等の開催などにより開放特許の活用の促進を図る。

（経済産業省）

（３）知的財産を活用した事業化を支援する

２００６年度も引き続き、中小・ベンチャー企業の国内外での知財を活用した研究開発や事業化を推進するために、中小・ベンチャー企業に対する研究開発や事業化における国内外特許取得関連費用等の助成やコンサルティング等の支援事業を行う。

（総務省、経済産業省）

６．中小・ベンチャー企業の海外での知的財産の活用を支援する

海外で事業展開を行うに際しては、海外での権利取得や模倣品・海賊版対策が必要となるが、このような取組には多大な費用がかかるため、優れた技術を持つ中小・ベンチャー企業に対して、モラルハザードとならないよう配慮しつつ、海外出願や海外における模倣品・海賊版対策などの支援や企業からの相談体制の整備などを一層強化するため、以下の施策を行う。

）２００６年度も引き続き、中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する助成を拡充する。

（経済産業省）

）２００６年度は、中小・ベンチャー企業が海外への特許出願・商標出願等を行う際に必要となる費用の助成等、海外出願に重点を置いた支援の在り方を検討し、必要に応じ対策を講ずる。

（経済産業省）

）2006年度も引き続き、海外における模倣品・海賊版被害に対し、中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう助成制度を拡充する。

（経済産業省）

）2006年度も引き続き、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の窓口において、翻訳会社、海外弁理士等を紹介したり、海外出願に際しての助言を行う。また、情報通信ベンチャー支援センターにおいて、知的財産戦略セミナーを開催し、海外での権利化等について情報提供を行う。

（総務省、経済産業省）

．知的財産を活用して地域を振興する

地域の自立を図るために、地域特有の知財を有効に活用した地域振興を充実させることが求められている。その際、地域の大学や中小企業における新しい技術、自然資源、地域ブランドや観光資源といったコンテンツ等、地域固有の知財を活用することが重要である。

これらの活動に当たっては、地域の大学や高等専門学校と地元の中小企業・農家等、そして行政機関や公設試験機関が互いに連携する必要がある。また、これらの活動の源となる地域の知財人材を育成・確保する必要がある。

これらの施策を計画的に実施するために地域の資源を知財として活用するための総合戦略を策定し、実施することが重要である。

１．地域における知的財産戦略を推進する

（１）地方公共団体の知的財産に関する戦略策定や条例策定を奨励する

地方公共団体の知的財産に関する戦略策定を奨励する

）２００６年度も引き続き、知財戦略策定に関する情報提供を行うことなどを通じ、都道府県や政令指定都市等の地方公共団体が行う知財戦略の策定、企業・大学等と連携した戦略の実施、実施結果の知財戦略へのフィードバック等の取組を奨励する。

（文部科学省、農林水産省、経済産業省）

）２００６年度も引き続き、地域の知財に関する情報を他の地域の企業や大学等が活用できるよう、地方公共団体が、地域の知財戦略についてホームページによる情報発信を行うよう奨励する。

（総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、経済産業省）

地方公共団体の知的財産に関する条例制定を奨励する

鳥取県においては、２００６年４月、知財の創造、保護及び活用に関する政策目標を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるため、知財の創造等に関する基本条例が制定されたところである。同様の取組を拡大するために、２００６年度から各都道府県において知財に関する条例の制定を行うことに

いて、先行事例の情報提供などを通じて奨励する。

（経済産業省、関係府省）

（２）地方公共団体における相談機能の充実を奨励する

２００６年度も引き続き、地方公共団体が知財に関するセンターを設置し、知財権の取得方法や特許情報の検索方法などに関する相談や専門家による個別相談を行うなどの取組について、先行事例の情報提供などを通じ奨励する。

（経済産業省、関係府省）

（３）地方公共団体の知的財産に関する助成制度を奨励する

２００６年度も引き続き、地方公共団体が行う、外国特許出願に関する助成や海外の模倣品・海賊版対策に関する助成、弁理士費用の助成などについて、先行事例の情報提供などを通じ奨励する。

（経済産業省、関係府省）

２．地域の人材ネットワークを充実し産学官連携を推進する

（１）「地域知財戦略本部」の活動を推進する

）２００６年度も引き続き、知財を活用した地域振興を支援するため、地方経済産業局ごとに設けられた、地域の官民からなる「地域知財戦略本部」の活動を推進する。地域知財戦略本部においては、地域の実情に即した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実施することにより、地域における人材ネットワークの構築、中小企業への支援、産学連携の推進など、知財を活用した地域振興を推進する。

（経済産業省）

）地域知財戦略本部の活動に当たり、２００６年度は、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画等と相互に連携した人材ネットワークを構築するなど、相互の施策の効果を高めるべく一層の連携を行う。

（文部科学省、経済産業省）

（２）産学官連携支援データベースの充実を図る

２００６年度も引き続き、ＪＳＴの産学官連携支援データベースの充実を促

すとともに、地域における研究成果活用プラザ及びJSTサテライトにおける人材ネットワークを各種関係機関と連携しながら形成することを促す。また、地域の中小企業、大学等において、データベースに収集されている人材情報の一層の活用を図ることを奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

(3) 地域と大学等との連携を促進する

2006年度から、大学等と連携した地域の自主的な取組に対して省庁が連携して支援する「地域の知の拠点再生プログラム」(平成18年2月15日地域再生本部決定)を推進することなどにより、地域の大学等を拠点とした地域の大学・高専・地方公共団体・中小企業等が連携したネットワークの形成を図り、地域再生の取組を推進する。

(総合科学技術会議、地域再生本部、文部科学省、関係府省)

(4) 地方公共団体と地域の大学との連携を促進する

2006年度から、地方公共団体と地域の大学との連携による地域再生を推進するため、地方公共団体が、地域における産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に基づく寄付金等の支出協議手続を簡素化・迅速化する。

(地域再生本部、総務省)

3. 地域における知的財産人材育成を推進する

(1) 地域振興を担う人材を育成する

2006年度から、知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、中小企業支援者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者などの地域における知財人材に対する教育や研修を充実する。

(文部科学省、経済産業省、農林水産省、関係府省)

(2) 地域における専門家の活用を拡大する

知財を活用した地域振興を推進するためには、地域における弁護士や弁理士といった専門家の活用が必要である。地域における専門家の活用を促進するため、以下の施策を行う。

）地域に密着した弁護士の活用を図るため、2006年度は、弁護士知財ネットなどの取組を奨励する。

(法務省)

）地域における弁護士・弁理士等の活用を図るため、2006年10月から業務を開始する日本司法支援センターによる情報提供業務の充実を促す。

(法務省)

）地域における弁理士の活用を図るため、2006年度も引き続き、日本弁理士会に対し、地域のアクセスポイントや共同運営支所の設置、商標キャラバン隊や中小企業キャラバン隊の派遣など、地域における弁理士の活用を推進することを促す。

(経済産業省)

）2006年度も引き続き、企業の研究部門・知財部門のOBや技術士等の実務経験のある人材を、地域における産学連携を支援するコーディネーターや知財管理のアドバイザー等として積極的に活用する。このため、地域における人材データベースの整備を促進するなどの方策により、Uターン・Iターンした実務経験のある人材の活用を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

我が国には、映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメント・コンテンツだけでなく、食、地域ブランド、ファッション等の知的・文化的資産が大きな広がりを持って存在している。

こうした知的・文化的資産も含めたコンテンツは、「知的財産立国」の実現を目指している我が国にとって「国民総文化力」ともいうべき重要な資産であり、これらの活性化を図ることにより、新しいビジネスチャンスの創出や海外市場への展開が期待できる。これらの取組を通じて、コンテンツ産業の対GDP比を先進国並みに高めていくことを目指す。

また、知的・文化的資産も含めたコンテンツの活性化は、我が国の多様な豊かな文化力の向上を促すとともに、これらの海外に向けた発信を通じ、新しい時代にふさわしい「日本ブランド」の確立にも貢献している。そのようなコンテンツの活性化には、それを創造する人、楽しむ人の層を厚くすることが重要である。子どもの頃から文化芸術に触れる機会を充実させることにより、創造力豊かな人材が育ち、文化創造国家の大きな原動力となる。

本章では、世界トップクラスのコンテンツ大国の実現とライフスタイルをいかした日本ブランド戦略について、それぞれ施策を取りまとめている。今後は、コンテンツビジネスや、食、地域ブランド及びファッションなどのライフスタイルを観光や文化・外交分野での取組と連携しながら、海外に伝えることにより、日本ブランドを確立・強化することが必要である。

．世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

2011年には地上デジタル放送への全面移行となるなど、本格的なデジタルコンテンツ時代が到来する。そこでは、インターネット上において、誰でも気軽に参加してコンテンツが創作され、循環していくであろう。今、我々がなすべきことは、多くの国民にとってコンテンツの創造・保護・活用が身近になる時代を展望して、ITモラルやマナーの啓発などIT化の進展に伴う影の部分にも対応しつつ、新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整えることである。

我が国は、そのような新しいコンテンツ循環社会の広がりを通して、世界トップクラスのコンテンツ大国を目指す。その際、国民一人一人が満足できるユーザー大国、クリエイターが最大限能力を発揮できるクリエイター大国、国際競争力を有したビジネス大国の3つの目標を同時に実現し、「ユーザー」「クリエイター」「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係となることを目指す。特に、ユーザーが主役であるといった視点や、実演家を含めコンテンツを創り出すクリエイターを大切にするとといった視点を基本的な姿勢として取り組むことが重要である。

3年間の集中改革期間の最終年度を迎え、これまでの成果を踏まえながら、残された課題とともに新たな課題の速やかな解決を目指して抜本的な改革を進める。

1．ユーザー大国を実現する

ユーザーである国民がそれぞれの好みに応じて満足できるコンテンツを、多様な種類と価格の中から自由に選択できるユーザー大国を実現する。

(1) IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による

自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

2006年度から、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) ユーザーに配慮したプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政としても、本年度中も引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、2006年中に結論を得る。

b) 民間事業者においてプロテクションシステムを検討する場合は、過去の失敗例に学び、ユーザーの利便に配慮するよう奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(3) ユーザーが豊かなコンテンツを楽しめるようにする

弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する

2006年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の

多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する

ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、2006年度において、音楽用CDについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

(4) アーカイブ化を促進し、その活用を図る

2006年度も引き続き、NHKアーカイブスや民間放送事業者等の保有する放送番組などの活用が図られるよう、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促す。また、放送番組センターや東京国立近代美術館フィルムセンターの機能の充実を図るとともに、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域・民間等での取組に協力する。

(総務省、文部科学省)

(5) 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する

一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2006年度に「映像コンテンツ倫理連絡会議(仮称)」を設置するなど、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省)

2006年度中にゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等に向けた取組を促進する。

(経済産業省)

インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2006年度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

(総務省)

）聴覚障害者や高齢者を含む誰もがコンテンツを楽しめるように、2006年度中に、字幕付き日本映画・番組の拡大やウェブアクセシビリティの向上などの取組を奨励する。

（総務省、文部科学省、厚生労働省）

2. クリエーター大国を実現する

個人クリエイターや制作会社などコンテンツを創り出すクリエイターが適正なリターンを得ながら、最大限に能力を発揮することにより、優れたコンテンツが豊富に生み出されるクリエイター大国を実現する。

（1）クリエイターが適正なリターンを得られるようにする

契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援する

）コンテンツ業界における関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援するため、映画、音楽配信、アニメ、ゲームソフトなどのコンテンツ業界における業界構造や契約・流通の慣行などについて、2006年度も引き続き、実態を調査し、公表する。

（経済産業省）

）2006年度も引き続き、個人クリエイターの自主的な組織づくりを奨励するとともに、クリエイターに不利にならない契約慣行や事故災害補償の在り方などの活動環境づくりに向けた検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

（厚生労働省、文部科学省）

契約における自主基準やひな形の策定を促進する

産業規模を拡大し、クリエイターに還元がなされるよう、契約の書面化を促すとともに、二次利用に関する規定を整備した契約に関する自主基準や契約のひな形を、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携して策定することを奨励する。2006年度は映像分野における取組を進めるため、具体的には以下の取組を進める。また、その成果についてホームページなどで適宜公表し、若手クリエイターを始め幅広い関係者に周知を行うなど、その普及のために必要な措置を講ずる。

a) 自分の権利は自分で守るとの原則の下、実演家の組織力の強化を促し、

映像に関する実演家の活動環境や著作権等に関する映画会社・放送事業者とのルールづくりに向けた協議を支援する。

- b) 映画業界における契約のひな形づくりを進めるとともに、放送番組については、放送事業者の策定した制作委託取引に関する自主基準や「放送番組の制作委託に係る契約見本」の活用状況のフォローアップを踏まえ、必要に応じその改訂や具体化を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

独占禁止法等を厳正に運用する

2006年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発・相談対応の充実を図るとともに、コンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査を実施する等、両法を厳正かつ迅速に運用する。

(公正取引委員会、経済産業省)

(2) クリエーターの能力発揮を支援する

インターネットを使ったコンテンツの発信を進める

インターネットを通じてクリエイターがエンドユーザーに近いところで自己の作品をプロモートしやすくなるよう、2006年度から、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)など著作権等管理事業者や音楽出版社等の協力を得て、円滑、柔軟な権利処理を一層促進する。

(文部科学省)

コンテンツの再利用を通じた新たな創作活動を促進する

2006年度から、利用条件を明確化したマークを作品に付す取組を奨励することなどを通して、自分の作品を積極的に利用してもらいたいと考えるクリエイターを支援し、他人の作品や保護期間の満了した作品を活用した創作活動を促す。その際、著作権等管理事業者の協力を得るなどして、このような仕組みの利便性を高める。

(文部科学省、経済産業省)

コンテンツ制作に対する投資を促進する

）金融商品・サービスを横断的に規制する金融商品取引法が2006年6月に成立しており、コンテンツ制作に対する投資を促進するため、2006年度から同法の周知を徹底する。

（金融庁、経済産業省）

）より多くの事業者がコンテンツの信託業に参入することができるよう、2006年度も引き続き、信託の担い手の拡大など信託制度の活性化について信託業法の施行状況等を踏まえ検討を進め、必要に応じ制度を整備する。

（金融庁）

）制作会社が広く資金調達を行うことができるよう、2006年度中に、LPS（投資事業有限責任組合）制度や、共同事業の手段として整備されたLLP（有限責任事業組合）制度の活用に関し、普及に努める。

（経済産業省）

コンテンツの制作・投資等を促進するインセンティブを付与する

コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブについて、2006年度中に検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

（総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する

）2006年度も引き続き、全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備したり、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。

（文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

）日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、新たに外国語版を2006年度中に作成する。

（文部科学省）

ネット上のビジネスマーケットを構築する

2006年度から、コンテンツ製作者が企画提案や作品等の情報提供を行う

とともに、国内外の事業者や配信事業者、ファンなどが、これら情報を入手し、コンテンツ配信ビジネスにつなげるためのネット上でのビジネスマーケットを構築する。

(経済産業省)

(3) コンテンツ分野における人材育成を図る プロデューサーやクリエイターを育成する

) 2 0 0 6 年度中にコンテンツ分野の大学間連携並びに教育内容、教育方法、教育体制等の人材養成振興方策や、大学と産業界の人材育成に関するニーズのマッチング方策に関し研究を行う。

(文部科学省)

) 2 0 0 6 年度も引き続き、専門職大学院 (法科大学院を含む。) その他大学における自主的取組 (組織の設置などを含む。) への支援を一層充実するとともに、海外の機関との提携や大学と産業界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自立的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

) 2 0 0 6 年度中に、以下のコンテンツ人材育成のための事業を支援する。

- a) アニメ分野におけるコア人材の育成
- b) 若手映画作家の育成
- c) 映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う、制作現場における実践的な実習
- d) 将来性があるプロデューサーやクリエイターの海外留学や海外研修
- e) 情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組の制作などの専門的な知識や技術の向上を図るための研修
- f) クリエイターと観客をつなぐ批評家の育成

(総務省、文部科学省、経済産業省)

映像産業振興機構の活動を支援する

2 0 0 6 年度も引き続き、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映

像産業振興機構が行う、以下の活動を支援する。

- a) インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用
- b) 金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成
- c) 各種政策助成措置の斡旋による起業支援
- d) 内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組

(総務省、文部科学省、経済産業省)

エンターテインメント・ロイヤーを育成する

2006年度も引き続き、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークなどを活用し、訴訟実務や海外の法制度、契約ルールなどについて学ぶ機会を増やし、法律家と事業者や創作者などとの交流活動を奨励・支援することにより、国際的に通用するエンターテインメント・ロイヤーの育成に向けた取組を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

映像に係る産学官の集積を奨励する

映像産業に係る、教育機関、事業者、インキュベーター、エンターテインメント・ロイヤーなどの専門職種を集積し、相互協力により映像産業が振興されるよう、2006年度から産学官の連携の取組を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

コンテンツ等の融合分野の人材を育成する

コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知財の知識を持つ人材は重要であり、2006年度も引き続き、こうした点を踏まえ、デジタル技術に関する論理的思考能力と芸術的な表現能力などを兼ね備えた人材育成の取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(4) 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う

国内制度を整備する

) 著作権法に関し、侵害のための専用品の提供行為について特許法と同様の間接侵害規定の創設を含め、それを超えるような規定の導入について、総合

的研究を踏まえた上で検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) 法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) 映画の著作物については、その保護期間が「公表後50年」から「公表後70年」に延長されたが、映画以外の著作物に係る保護期間の在り方についても、著作物全体を通じての保護期間のバランスに配慮しながら検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

) いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

国際的な著作権制度の調和を推進する

2006年度も引き続き、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、積極的に議論に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働きかけるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省)

(5) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する

外国人マンガ家を顕彰する

マンガという日本発の表現様式の国際的ステータスを高め、諸外国において市民権を獲得するため、2006年度から、新進気鋭の外国人マンガ家を顕彰するための取組を推進し、現地の作家がマンガという様式を用いて表現を行うことを奨励する。

(外務省)

メディア芸術祭を充実する

2006年度も引き続きメディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供するとともに、国内外の制作者によるシンポジウムの開催、新しいメディア芸術表現を追究した作品展示を行い、人材育成の機会を充実する。また、コンテンツ人材とビジネスとのマッチングを行う場として、学生作品を対象としたコンテストの開催を行うなどの取組を進める。

(文部科学省)

有能な人材を発掘し、顕彰する

2006年度も引き続き、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(6) コンテンツに関する研究開発を促進する

技術の開発を促進する

2006年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。

- a) 学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策の開発、普及促進
- b) 国際標準規格を目指したデジタルシネマ技術に関する研究開発の支援
- c) 文化財関係の公開・展示技術等の研究開発
- d) 権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証
- e) 高精細度画像関連技術の研究開発の支援、ハイビジョン技術の海外への普及促進
- f) 教育コンテンツ等の共同利用を促進するための研究開発

(総務省、文部科学省、経済産業省)

コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する

デザインやコンテンツ等の、工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、2006年度も引き続き分野間の連携の下でメディア芸術に関する基盤的な研究開発を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

3. ビジネス大国を実現する

企業経営の近代化と国際化を図り、ビジネスの障壁となる規制や商慣行をなくすことにより、国際競争力を有し、我が国経済の牽引役となるビジネス大国を実現する。

(1) プロデューサー機能を強化し、国際的なビジネスを展開する

）我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2006年度から、(財)日本映像国際振興協会(ユニジャパン)が国際共同製作の窓口となり、情報提供・マッチング支援を行うとともに、海外の映画祭においてワークショップを開催する。

(経済産業省)

）大学等において、国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識を有するプロデューサーとその指導者を育てるための事業を2006年度も引き続き支援する。

(文部科学省)

(2) コンテンツを輸出する

企業の海外展開を支援する

）海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、2006年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

）2006年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信強化のため、在外公館やJETRO等を積極的に活用し、以下のような取組を進める。

- a) 2006年度から、海外に紹介されていないアニメについて、在外公館を通じて海外に紹介する「アニメ文化大使(仮称)」事業の推進
- b) JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制強化
- c) JETRO等においてコンテンツ関連企業が海外進出する上で留意すべ

き制度面（法令や判例等）や運用面の問題、海外における市場等の現状や課題等をまとめたハンドブックを作成するなど、必要な情報提供の実施

（総務省、外務省、文部科学省、経済産業省）

）2006年度も引き続き、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との合作協定や交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）の締結、クリエイター等の国際交流、国際共同製作を支援する。

（外務省、文部科学省、経済産業省）

）家庭用ゲームを中心としたゲームの製作・流通に関する国際競争力強化のため、「ゲーム産業戦略」を2006年度中に取りまとめる。

（経済産業省）

東京国際映画祭の抜本的な強化を進める

2006年度も引き続き、コンテンツの輸出を加速するため、東京国際映画祭のマーケット機能を一層拡充するとともに、開催時期に合わせ地域映画の上映やシンポジウム、ロケーションマーケットなど映画関連の各種イベントを集中して実施することを支援する。また、2006年度中に、ゲーム、アニメ、音楽、ファッションや観光などのコンテンツ関連イベントも併せて開催することを支援する。

（文部科学省、経済産業省）

コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する

国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係者が協力して権利の所在情報等を提供できる体制を充実するとともに、2006年度中に、コンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。

（総務省、文部科学省、経済産業省）

情報家電のネットワーク化を一層促進する

我が国の技術開発力をいかし、ユーザーにとって便利でやさしい情報家電のネットワーク化を一層促進するため、以下の研究開発・実証実験を2006年度中に実施する。

- a) 性能に差異がある情報家電でも、安全・安心に、ネットバンキングやeコマース、機器自動調整等のサービスに利用できる技術の確立
- b) 各情報家電の相互接続性確保のために最低限必要なホームサーバ・ホームゲートウェイの仕様の確立
- c) コンテンツ配信モデルの検証

(総務省、経済産業省)

諸外国との連携を強化する

ア) アジア各国の閣僚級会合である「アジアコンテンツ産業セミナー」の開催やアジアを対象としたライセンス研修事業等を2006年度も引き続き実施する。

(外務省、経済産業省)

イ) 国際競争力のあるコンテンツを作るとともに、創作活動の場としての日本の魅力を増す観点から、外国人クリエイターの受入れを促進する。このため、2006年度中に、産業界における具体的なニーズや外国人クリエイターが有する専門的な知識や技術の内容、それを客観的に評価する方策等を明確化する。

(法務省、経済産業省、関係府省)

音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する

2006年度も引き続き、音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況を調査し、公表するとともに、輸出の拡大を促す。

(財務省、文部科学省、経済産業省)

(3) 著作権に係る課題を解決する

マルチユースを想定した契約を普及し、権利の集中管理を進める

2006年度中に、マルチユースを想定しクリエイターへのリターンにも配慮した契約の普及を図るとともに、映像実演やレコード等の集中管理が進んでいない分野において、著作権管理事業制度の一層の活用を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

ブロードバンド配信に関する利用料率に係る取組を促進する

2006年度も引き続き、放送事業者制作のテレビドラマをブロードバンド配信する場合の使用料額の目安に関する暫定合意など、二次利用のためのルールづくりに向けた関係者間の協議を奨励し、利用に向けた普及を行う。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

デジタル化時代に対応した法制度を構築する

知的財産基本法第18条第2項の趣旨に則り、2006年度中に、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した国際的な枠組みを含めた法制度の検討を行い、コンテンツ流通の促進やクリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

私的使用複製について結論を得る

私的録音・録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

デジタル化時代に対応した権利制限について結論を得る

）デジタル機器の保守・修理時における一時的固定等について、一定の条件の下で複製権を制限する規定を整備するため、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。

(文部科学省)

）eラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案を踏まえて検討を行い、

2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する

非特許文献を出願人に送付するための審査官による複製などの特許審査手続きに係る権利制限、承認・再審査・再評価制度において必要な研究論文等の複製などの薬事行政に係る権利制限等に関し、2006年度中のできるだけ早い国会において著作権法の改正案を提出する。

(文部科学省)

契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る

共有著作権、著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等について検討を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象について結論を得る

コンテンツを適切に保護し、その流通の一層の円滑化を図るとともに、技術的保護手段の有用性を担保するため、不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について周知徹底を図るとともに、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰の導入等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

(総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

(4) 統計資料を整備する

我が国のコンテンツに関する統計を精緻化し、諸外国の統計とも比較可能なものとするため、2006年度中に、統一的な統計資料を取りまとめ、公表する。

(総務省、経済産業省)

(5) ライブエンターテインメントを振興する

業界の近代化・合理化を支援する

2006年度からライブエンターテインメントに関する「出演契約に関するガイドライン」を周知するとともに、出演契約書のひな形の作成や舞台出演契約締結の徹底など、業界の自主的取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

集積化に向けた取組を奨励し、観光との連携を進める

2006年度も引き続き、ホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた関係者の自主的な取組を奨励、支援する。また、地域・観光情報を含めたライブエンターテインメントのシアターカレンダーの定期刊行化等、観光との連携に関する関係者の自主的な取組を奨励、支援する。

(文部科学省、経済産業省、国土交通省)

(6) 地方のコンテンツ産業を振興する

2006年度も引き続き、海外からの積極的なロケの受入、地域での上映イベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体となった取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。

(経済産業省)

4. 改革のロードマップを実現する

2006年度末までの「集中改革期間」における改革を実効あるものとするため、関係府省の取組の促進を図るとともに、「コンテンツビジネス改革のロードマップ」に従って、2006年度中に目標の達成状況の評価を行い、その結果を今後の取組に反映する。

(総合科学技術会議、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省)
(外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

5 . コンテンツ促進法を的確に運用する

2004年6月に施行されたコンテンツ促進法について、2006年度も引き続き、同法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、2006年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。

(関係府省)

．ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める

世界における印象と存在感を向上させて、愛され尊敬される日本となるためには、我が国の文化創造力を一層向上し、自由で活発な交流を進め、国として魅力ある「日本ブランド」を確立・強化していく必要がある。

その際、食・地域ブランド・ファッションは、海外でも十分通じる優れたものが豊富に存在しており、こうした日本の優れたライフスタイルをいかした「日本ブランド」づくりが国家戦略上も重要である。

これまで、ライフスタイルビジネスは民間がその主役を担ってきているが、「日本ブランド」の振興を国家戦略として、今後は、官民の関係者が一体となって自由な競争の阻害要因を取り除き、更なる発展に必要な環境整備や支援に努めていくことが必要である。

また、我が国の優れたライフスタイルやその背景にある文化について、国民自身が評価し、振興や教育に努めるとともに、観光や文化外交などと連携し、積極的に海外展開を行い、日本の魅力を戦略的に情報発信することが重要である。

1．豊かな食文化を醸成する

（１）安全・安心な日本食を世界に広め、日本食人口の倍増を目指す

食の安全・安心キャラバンを世界に派遣する

安全・安心でヘルシーな日本食と食材を世界に広めるため、2006年度から、生魚の調理方法など衛生の観点も含めた料理技術講習会を世界各地で実施する。

（外務省、厚生労働省、農林水産省）

外国人シェフを対象とした実務研修を行う

2006年度も引き続き、海外でのワークショップや外国人シェフを対象とした日本の料理店等での実務研修など、料理人等の団体や専門学校が行う自主的な取組を支援する。

（外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省）

日本食文化を海外に普及する

懐石料理のほか家庭料理や身近な日本食についても高く評価されており、2006年度も引き続き、在外公館やJETROによる日本食やその背景にある文化のPRを強化するとともに、民間の海外展開に向けた自主的な取組を支援する。

(外務省、農林水産省、経済産業省)

(2) 優れた日本産の食材を世界に普及させる

農林水産物・食品の輸出額を2004年から2009年までの5年間で倍増するため、2006年中に、重点的に市場開拓を行う国・地域ごとの輸出戦略を策定し、官と民が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略製品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進する。

(外務省、農林水産省)

(3) 安全・安心と正直さが伝わる食材づくりを推進する

消費者に信頼される食材のブランドづくりを推進するため、2006年度からは、安全・安心で高品質な食材の生産体制に加えて流通段階の品質管理を強化するとともに、生産・流通・小売の各段階における消費者への産地・生産者の情報等の積極的な提供を図る。

(農林水産省)

(4) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる

民間関係者が主体となった「食文化研究推進懇談会」による、日本の食文化を国内外に普及するための取組について、2006年度も引き続き支援するとともに、その成果を積極的に政策に反映する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

(5) 食を担う多様な人材を育成する

料理学校と料理店の連携を強化する

料理人の資質の向上のため、2006年度も引き続き、調理師及び専門調理師・調理技能士を育成するとともに、専門学校などの調理師養成施設等と料理

業界の連携など、基礎的な教育や多様なニーズに対応した実学的教育の充実を促進する。

(文部科学省、厚生労働省)

大学に食関係の学部や学科を設置する

日本の食文化を理解する人材や、「調理」「栄養」「食文化」「経営」「マネジメント」などの総合的なスキルを持った人材を育成するため、2006年度も引き続き、食関係の学部、学科の設置など、大学等による自主的な取組を支援する。

(文部科学省)

(6) 国民運動として食育を推進する

食育基本法に基づき2006年3月に決定された「食育推進基本計画」に従い、2006年度から毎年6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心とする広報啓発活動を展開するとともに、朝食をとることなど子どもの生活リズムの向上、栄養教諭を中核とした学校における取組、「食事バランスガイド」等の活用促進、地産地消の推進などに取り組み、家庭、学校、地域等様々な分野において、国民運動として食育を推進する。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

2. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する

(1) 魅力ある地域ブランドを生成する

地域団体商標制度を活用する

2006年度4月から施行された地域団体商標制度について、2006年度のできるだけ早期に、法施行後の運用実態を踏まえ制度・運用をより明確化するとともに、関係者が連携・協力して、団体等に対する普及・啓発活動を引き続き実施し、地域ブランドの保護の手段として各種団体が同制度を積極的に活用することを促進する。

(農林水産省、経済産業省)

優れた地域ブランドをつくる

2006年度も引き続き、生産者の意識喚起や戦略づくりを支援するため、業種間の連携や地域間の交流などを通じたフォーラムの開催やアドバイザーの派遣を実施するとともに、地域の中小企業等が行う開発や高品質化・高付加価値化の取組に対し支援する。また、地域ブランドの掘り起こしを図るため、優れたブランドを顕彰するコンテストを支援する。

(農林水産省、経済産業省)

地域ブランドを発信し、大きく展開する

2006年度も引き続き、地域ブランドを生産・販売する生産団体や中小企業等による展示会や見本市の開催・出展、マーケットリサーチ等に対し支援する。

(農林水産省、経済産業省)

(2) 地域ブランドに対する消費者の信頼を向上させる

地域ブランドに関する基準を整備・公開する

2006年3月、地域食品について、団体が自主的に、地理的範囲や生産方法、品質などの基準を作成することを促進するため、地域食品ブランド表示基準を整備したところであり、2006年度も引き続き、各種団体等に対して普及・啓発を図り同基準の積極的な活用を促す。

(農林水産省)

外食産業による原産地等の表示を促進する

外食事業者による原材料の原産地表示の取組を促進するため、外食における原産地表示に関するガイドラインについて、2006年度から、マニュアルの策定等普及を強化する。

(農林水産省)

景品表示法、JAS法を厳正に運用する

地域ブランドに関し、消費者取引の適正化を図るため、2006年度も引き続き、一般消費者の協力も得て、景品表示法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)を厳正に運用し、不正表示の取締りを進め

る。

(公正取引委員会、農林水産省)

(3) 地方公共団体と産地が一体となった情報発信を奨励する

2006年度から、「立ち上がる農山漁村」などの施策を通じて、地方公共団体と産地が連携し知財権を用いて地域を活性化する先進的事例について、全国へ発信する。また、地方公共団体と産地が自主的に連携し、地域ブランドの海外展開の促進や国内外の違法地域ブランドの流通防止などに取り組むことを奨励する。

(農林水産省、経済産業省、国土交通省)

3. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する

(1) 世界に情報発信する

東京発日本ファッション・ウィークを抜本的に強化する

「東京発 日本ファッション・ウィーク」が、ビジネスとしても大きくまわるよう、2006年度から、質と発信力を抜本的に強化する。

- a) J E T R Oや在外公館を通じ、海外の有力なバイヤーやジャーナリストへのPRを抜本的に強化する。
- b) 海外のバイヤーやジャーナリストが、日本の強みである繊維のものづくり技術を用いた国内産生地を実感できるよう隣接会場で展示する。
- c) アジアの情報発信拠点としての役割を果たすため、アジアを始めとする世界トップクラスの新進デザイナーやモデルなどの参加を促す。

(外務省、経済産業省)

ストリートファッションを世界に紹介する

海外からの関心が高いストリートファッションを効果的に世界に紹介する。

- a) ファッション関係の民間団体等に対し、2006年度から、ストリートファッションに関するウェブサイトの情報を拡充するよう促す。
- b) ビジットジャパンキャンペーンと関連付け、2006年度から、ファッション関係の民間団体等に対し、観光団体や地元商店会などと連携し、外国人観光客向けにストリートファッションの発信源となるショップ等を

回るツアーを組むよう促す。

(経済産業省、国土交通省)

(2) ファッションビジネスの競争力を高める

中・長期的発展戦略を官民で策定する

優れたものづくりを行う中小の繊維製造事業者や、新進デザイナーが国際競争力を高めるよう、2006年度から、官民を挙げてファッションビジネスの中・長期的発展戦略の策定に着手する。

(経済産業省)

新進デザイナーの事業活動を支援する

）新進デザイナーの販路拡大を支援する。

a) 海外での販売力を強化するため、2006年度中に、海外のマーケットや有力小売店に関する情報を民間で整備するよう促す。

b) 2006年度中に、百貨店に対し、国内の新進デザイナーに売り場を提供するよう促す。

(経済産業省)

）2006年度から、新進デザイナーに対し、商工会議所などが提供するビジネス支援制度の情報を提供し、利用を促す。金融機関やアパレル・小売企業に対し、デザイナーへの資金支援を促す。その際、LLP制度や信託制度など新しいスキームの活用も検討を促す。

(経済産業省)

）2006年度から、ファッションショーや新製品発表会を国立美術館や国立博物館において行うことができる旨をホームページ上で広報する。また、地方公共団体に対し、所有施設を新進デザイナーに積極的に貸し出すことを促す。

(文部科学省、経済産業省)

つくり手の能力を高め、ビジネスの基盤を強化する

）2006年度も引き続き、技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のある小売・アパレル企業との連携を図る展示会で

ある「クリエイション・ビジネスフォーラム」を充実させる。

(経済産業省)

国内の優れた中小繊維製造事業者と海外の新進デザイナーが共同製作する機会を設け、日本発の海外に通用するブランドの創出を加速する。このため、海外の新進デザイナー（ファッションとテキスタイルのデザイナー）の企業への受入れ制度の整備について検討し、2006年度中に結論を得る。その際、国際交流基金や中小企業基盤整備機構等においても、受入れへの支援について検討を行う。

(外務省、経済産業省)

(3) ファッション関係の人材を発掘・育成する

教育の質を高める

人材育成機関と産業界の連携を強化し、教育の質を高めるよう促す。

a) 2006年度から、人材育成機関に対し、繊維のものづくり技術やデザインに関する知識を有し、国内外のファッションビジネスにも通じている人材を産業界から講師として登用する取組を、2006年度から強化するよう促す。

b) 産業界に対し、受講生のインターン受入れを、2006年度から充実するよう促す。

(経済産業省)

子どもが創作を体験する機会を増やす

2006年度から、学校、自治体及び産業界に対し、ファッション・キッズ・スクールや造形・創作ワークショップ等を充実させるよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

(4) 地域の取組を奨励する

地域の特性を踏まえたファッションの振興と良好な景観づくりを促す

2006年度も引き続き、地域の歴史的・産業的特性を踏まえたファッションの振興を促すとともに、良好な景観づくりを行うよう支援する。

(経済産業省、国土交通省)

高齢化社会に対応したファッションを奨励する

世界最速の高齢化社会を迎え、シニア世代がファッションを楽しむことができるよう、2006年度も引き続き、シニア向けファッションに関する地域や民間の自主的取組を奨励する。

(経済産業省)

4. 日本の魅力を海外に伝える

(1) 文化外交、観光等と連携した情報発信を行う

在外公館や国際空港における発信を強化する

) 2006年度から、在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、ファッションショー、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、政府自らも日本ブランドの発信を推進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

) 2006年度から、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用し、日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。

(農林水産省、経済産業省、国土交通省)

外国人観光客に日本のすばらしさを体験してもらう

2006年度も引き続き、外国人観光客を対象として、日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを取り入れた観光ツアーやイベントの企画・提案に関する関係者の自主的な取組を支援する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

積極的に文化外交を進める

2006年度も引き続き、「国際文化交流推進会議」において、海外に向けた日本の魅力の発信や海外における日本のイメージについての調査を始めとする、国際文化交流のための諸施策について、連携協力する体制を構築し、我が国の文化の海外への発信を効果的かつ効率的に推進する。

(外務省、文部科学省、関係府省)

(2) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する

2006年度も引き続き、日本文化の発展や海外への紹介に功績のあった者を積極的に顕彰する。その際、外国人を積極的に顕彰するとともに、年齢にとられることなく、速やかに顕彰する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

(3) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する

新しい日本ブランド = 新日本様式を推進する

日本の伝統文化に見いだされるデザイン・機能・コンテンツなどを現代生活に合わせて再提言し、新しい日本ブランド(「新日本様式」)として確立することを目的として、商品・コンテンツの選定・表彰、開発・提供等に対する支援、国内外への普及啓発等の活動を、2006年度も引き続き、積極的に奨励する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

我が国の優れた製品を日本ブランドとして確立し発信する

我が国の優れた製品(家具、食器、陶磁器、宝石等)であって、それに見合う世界的評価を確立し得るものについて、2006年度から、業種ごとの選定委員会を設置し、品目ごとに海外における代表的な展示会に出展することなどにより、日本ブランドとして確立するとともに世界に向けて発信するための取組を開始する。

(経済産業省)

第5章 人材の育成と国民意識の向上

知財立国に当たり最も重要なことは、知財を創造し、保護し、活用する人材を育成することである。

このため、今後10年間で知財専門人材を現状の6万人から12万人に増やすこと等を目標に、2006年1月、「知的財産人材育成総合戦略」が取りまとめられた。今後はこの戦略に基づき、政府全体で知財人材の育成に一層取り組むことが重要である。

1．知的財産人材育成総合戦略を実行する

2006年度から、「知的財産人材育成総合戦略」を実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

2．知的財産人材育成を官民挙げて進める

（1）知的財産人材育成推進協議会を支援する

「知的財産人材育成総合戦略」に基づいて、民間団体における具体的かつ効果的な知財人材育成を推進するため、人材育成機関が連携する場として「知的財産人材育成推進協議会」が2006年3月に創設された。2006年度は、協議会の活動を促すとともに、その活動を支援する。

また、2006年度も引き続き、工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、（社）発明協会等の民間機関に対し、知的創造サイクルの各分野を担う人材に加え、知的創造サイクル全体を見通した業務遂行能力を有する人材、融合人材、知財マネジメントを行える人材等を育成するための研修等の取組を促す。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(2) 知的財産教育研究への支援プログラムを充実する

2006年度も引き続き、競争原理に基づいて優れた取組を選定し財政支援を行う各種のプログラムにおいて、知財の分野を支援する。

知財教育に取り組む法科大学院や知財専門職大学院、MOTプログラムなどにおける優れた取組を促進し、高等教育機関における知財教育を充実させる。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

(3) 先端技術を理解できる人材等を知的財産専門人材として活用する

2006年度から、先端技術に深い知識と経験を有する研究者・技術者や技術士、ポストドクター、信託等の金融についての知識経験を有する者などを知財専門人材として活用するために、知財に関する様々な職種の情報を収集し、業界紙や学会誌等の各種のメディアを通じて周知・紹介する。

(文部科学省、経済産業省)

産学の連携により、企業現場等の実践的環境を活用したインターンシップを推進する。2005年度から実施している大学院段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象を2006年度から博士(後期)課程にも拡充し、大学等における人材育成機能の充実・強化を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省)

ポストドクターや院生・学生が知財に関心を持ち、知財専門人材を目指す機会を与えるため、2006年度から、日本弁理士会の協力を得て、特許事務所による自主的なインターンシップの受入れを促す。

(総合科学技術会議、経済産業省)

(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する

国際的な知的財産専門人材を育成する

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、2006年度から、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財専門人材の育成、確保に取り組む。特に、2006年度以降、海外研修等を通じ大学知財本部において国際的に通用する知財専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する

2006年度も引き続き、アジア等の知財人材育成のための受入れと専門家の派遣を拡充する。さらに、研修終了後の学生との連携を深めるなど国内外人材ネットワークを充実する。

(外務省、文部科学省、経済産業省)

(5) 人材間のネットワーク化を進める

大学を中心とした人材ネットワーク化を促進する

大学の知財活動を充実し、技術移転等を一層効果的に進めるため、2006年度は、知財に関する人材ネットワークを構築し活用する大学・TLOの自主的な取組を奨励する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ネットワーク同士の連携を拡大する

「弁護士知財ネット」や日本弁理士会の地域アクセスポイントなどのネットワークが相互に有機的な連携を図るように促すなど、2006年度も引き続き、知財に関するネットワーク構築を積極的に支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(6) 学会を活用するとともに知的財産に関する研究を支援する

各種学会の活用と支援を行う

2006年度は、法律・経営・技術に関する高度な知識を備えた知財人材を育成するため、日本工業所有権法学会、著作権法学会、日本知財学会などの関連する学会や大学等への審査官や弁理士等の参加を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

2006年度は、自然科学系・経営系等の学会が、知財に関する分科会等を設け、学会の知財に関する理解を深めることを促す。

(文部科学省、経済産業省)

知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を行う

2006年度も引き続き、情報学や環境学の発達によって、情報産業や環境関連産業が発達したことにかんがみ、科学技術、コンテンツ、法学、経営学等

の多様なアプローチに基づき、知財に関する総合的かつ学際的・横断的な研究を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する

知的財産の教育者を育成する

初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、2006年度も引き続き、最新かつ実践的な教育プログラムに関する研究やその成果について積極的に情報提供するとともに、集中的な研修を通じ指導者・講師を養成する。

(文部科学省、経済産業省)

知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する

2006年度も引き続き、特許権や著作権などを統一した知財教育のプログラムを策定するとともに、学校での知財教育を支援するため、初等中等教育向けの統一した教材の作成・提供や手引書の作成、学校における知財教育の具体的手法の研究開発など、知財に関する教育事業を実施する。

(文部科学省、経済産業省)

eラーニングは、いつでもどこでも効率よく自己研鑽を図る手段として、知財の多様な学習機会の提供に資するものであることから、2006年度も引き続き、特許庁職員を始め産学官の人材育成についてその導入を進める。

(総合科学技術会議、経済産業省)

2006年度は、知財に関する多様な教育・研修機会の拡大を図るため、放送大学における知財に関する科目やメディア教育開発センターにおける知財に関する教材の開発支援などを促す。

(文部科学省)

(8) 知的財産人材に関する民間の資格など評価指標の充実を図る

2006年度も引き続き、知財専門人材へのインセンティブを高めるとともに、そのような人材を求める側のニーズに応えるべく、団体、企業による知財の研修や実務者、翻訳者などの能力を評価する検定の利用や知財人材に求められるスキルの基準等の策定によって知財人材の育成を進める民間の自主的な取

組を奨励する。

(経済産業省、関係府省)

3 . 知的財産人材育成機関を整備する

(1) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する

) 2 0 0 6 年度も引き続き、大学等の工学部、理学部、農学部、医学部、歯学部、薬学部等の理系学部や法学部、芸術学部、経営学部といった、将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、それぞれの専攻に即した知財教育を展開することを促すとともに、教員に対し知財教育の研修を行うことを促す。

(文部科学省)

) 2 0 0 6 年度から、大学等の教育機関において、各々知財に関する教育を提供することが容易でない場合、大学等の教育機関がコンソーシアムを活用するなど連携して取り組み、地域における知財教育の振興を図ることを促す。

(文部科学省)

) 2 0 0 6 年度も引き続き、高等専門学校において、それぞれの専攻に即した知財教育を展開することを促す。

(文部科学省)

) 2 0 0 6 年度も引き続き、法科大学院、MOTプログラム、知財専門職大学院、知財を専攻する学部・学科について、夜間及び休日専門の法科大学院の創設や夜間の講座の拡充等、社会人教育や実務家教員の参画を容易にするための各大学の取組を促すとともに、大学の特性に基づきそのような取組を適切に評価することを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

) 2 0 0 6 年度も引き続き、法科大学院、知財専門職大学院、MOTプログラムの学生の経済的負担の軽減に資する措置を講ずる。

(文部科学省)

) 2 0 0 6 年度も引き続き、知財に関する融合人材を育成するため、各大学における主専攻・副専攻を組み合わせたカリキュラムの構築やジョイント・ディグリーの取組を促す。

(文部科学省)

）2006年度も引き続き、知財分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を、法科大学院、知財専門職大学院、MOTプログラム、知財を専攻する学部・学科の教員又は講師として積極的に活用するよう促す。

（総合科学技術会議、文部科学省）

（2）法科大学院における知的財産教育を推進する

）2006年度も引き続き、法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験を重視して、専任教員に関する審査を行う。

（文部科学省）

）2006年度も引き続き、知財に重点を置いた教育を行うなど知財法に関する教育を一層充実させる法科大学院の自主的な取組を促す。

（文部科学省）

）2006年度は、これまでに調査分析した法科大学院の入学者選抜状況を公表し法科大学院に周知することにより、各法科大学院の入学者選抜方針に基づく入学試験において理系出身者に配慮するといった法科大学院の自主的な取組を促す。

（文部科学省）

）2006年度は、理系出身者等の法学以外の学部出身者や社会人など実務等の経験を有する者の入学者に占める割合が3割以上となるよう、これらの人材の積極的な受入れのための入学者選抜の取組事例を調査・公表することにより、各法科大学院の一層の取組を促す。

（文部科学省）

（3）知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する

2006年度も引き続き、知財専門職大学院において、弁護士、弁理士に限らず、広く知財に携わる専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知財政策、国際面を含めた教育を施し、知財ビジネスを多方面で支援できる知財専門家の育成を促す。

（総合科学技術会議、文部科学省）

(4) MOTプログラムを推進する

2006年度も引き続き、各大学におけるMOTの教育プログラムの開発支援等を行う。その際、技術の標準化や知財管理に関する内容を盛り込むよう各大学の自主的な取組を促す。

(総合科学技術会議、経済産業省)

4. 各分野の知的財産人材を育成する

(1) 知的財産専門人材を育成する

弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る

) 2006年度も、弁理士の大幅な増加を図る。その中で、経営や会計など企業の知財戦略に関連した分野にも明るい弁理士を増加させるよう、関係研修機関等の取組を促す。

(経済産業省)

) 「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」という弁理士法附則第13条の規定に基づき、2006年度中に弁理士制度について検討を行い、必要に応じ弁理士法の改正法案を提出する。

(経済産業省)

) 新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2006年度以降検討を行う。

(法務省、経済産業省)

) 弁理士の資質の向上を図るため、基礎的な新人弁理士の研修や知財に関する国際制度・実例による研修など幅広い観点からの弁理士研修の充実のほか、弁理士試験合格者の実務能力を担保する方策、いわゆる付記弁理士のための研修等について、2006年度も引き続き、日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知財専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用する。

(文部科学省、経済産業省)

サーチャーの資質の向上を図る

2006年度も引き続き、工業所有権情報・研修館において、登録調査機関で先行技術文献の調査を行うサーチャーを育成する研修を着実に実施することを促す。また、この調査業務実施者に対して、特許審査官の検索ノウハウを提供する。

(経済産業省)

弁護士的大幅な増員や資質の向上を図る

2006年度も引き続き、法曹人口の大幅な増加を図る。その中で、知財に強い弁護士を増加させる。また、知財法を含む選択科目別の司法試験合格者数を調査するなど、知財に強い法曹人材の養成が適切に行われているか検証する。

(法務省)

知財法に関する研修には、多数の弁護士が自主的に参加しているところであり、2006年度も引き続き、知財に関する研修への参加や講義の受講等弁護士の自己研鑽を通じて、知財に強い弁護士が増加することを期待する。また、2006年度も引き続き、弁護士が企業内で知財実務に直接携わることができるよう意識の改革や環境の整備を促す。

(法務省、関係府省)

産学連携従事者の能力の向上を図る

2006年度も引き続き、若手研究人材に対してTLO、大学知財本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修を通じて知財を事業化に結び付けるための能力開発を行う取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

TLOの知財人材のライセンス交渉能力等を向上させるため、2006年度中に、スーパーTLOによる知財人材育成について分析を行い、その結果を基に、スーパーTLOを通じた知財人材育成のための効果的な施策を充実する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

TLOの知財人材育成のための研修について、2006年度中に、育成対象者の経歴や他の研修の受講経験等も考慮し、多様な人材育成プログラムの

提供を支援する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

(2) 知的財産創出・マネジメント人材を育成する

研究者の知的財産活用能力を高める

大学研究者等により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるよう、特許庁審査官が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を、2006年度から、大学研究者等を対象に実施する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

2006年度中に、知財マネジメントを学ぶ学生が、教育の一環として、知財マッピングを体験できる安くて使いやすいソフトを開発して大学に提供する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

経営者・経営幹部の知的財産意識を高め、産業界の意識を改革する

2006年度も引き続き、企業の経営者・経営幹部の優れた研究成果の価値を見いだすいわゆる目利き能力の向上により、知財活用能力の高度化を図るよう奨励する。また、各企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略と連携させることができるよう、知財戦略セミナー、シンポジウムの開催や大学等における知財マネジメントスクール、関係府省との意見交換等を通じて普及啓発活動を行う。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

5. 国民の知的財産意識を向上させる

(1) 学校における知的財産教育を推進する

学習指導要領の見直しにおいて、子どもたちの創造性をはぐくむ教育活動の充実について検討を行うなどにより、2006年度も引き続き、各学校段階に応じた知財教育を推進する。

(文部科学省)

(2) 農業分野における知的財産教育を充実する

2006年度から、農業大学校、農業高校等における知財に関する教育を充実する。

(農林水産省、文部科学省、経済産業省)

(3) 専門高校における知的財産教育を推進する

工業高校などの専門高校における知財教育を推進し、その充実を図る等の検討を2006年度から開始し、必要に応じて学習指導要領の見直しに反映させる。

(文部科学省、経済産業省)

(4) 知的財産を含めた消費者教育を推進する

2006年度から、「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」という消費者基本法の規定に基づき、知財を含めた消費者教育の推進体制の強化、担い手の強化及び内容の充実を図る。

(内閣府)

(5) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する

2006年度も引き続き、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家をも活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行うとともに、地域の実情に応じた積極的な活用を促進する。また、国民から募ったキャッチフレーズのキャンペーンを行うなど普及・啓発事業を充実させる。

(内閣府、農林水産省、文部科学省、経済産業省)

(6) 知的財産関連統計の充実・活用を図る

2006年度も引き続き、ユーザーの多様なニーズに対応した政策展開に資するよう、知財政策の企画立案の基礎となる知財関連調査統計の充実を図るとともに、その幅広い活用を図る。

(総務省、経済産業省、関係府省)

成 果 編

知的財産戦略の進展

知的財産基本法の施行後に様々な制度改革が進展し、多岐にわたる成果が得られた。主な成果は以下のとおりである。

1. 知的財産の創造

○ 大学等や企業における知的財産の創造

- ・ 「大学知的財産本部整備事業」実施機関として、43の大学で知財本部が設置された（2003年7月）。
- ・ 41の承認TLOと6の認定TLOが設置された（2006年3月末時点）。
- ・ 大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させる機関帰属原則が、国立大学等の93%（94校中87校）、公私立大学等の25%（578校中145校）において採用された（2005年3月末時点）。
- ・ 大学等の国内特許取得件数は、2002年から2005年にかけて2.5倍に増えた。また、特許実施許諾件数は、2002年度から2004年度にかけて2.1倍、実施料収入は5.0倍に増加した。
- ・ 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」を改定し、特許関連経費への充当が可能なことを明確化した（2005年3月）。
- ・ 特許法第35条の職務発明規定を改正した（2005年4月施行）。

○ 知的財産を軸とした産学官連携

- ・ 「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を取りまとめた（2004年4月）。
- ・ 大学発ベンチャーの数が増加し、2005年度末で設立累計が1,503社となった。

２．知的財産の保護

○ 紛争処理機能の強化

- ・ 「知的財産高等裁判所設置法」に基づいて、知的財産高等裁判所が発足した（２００５年４月施行）。
- ・ 「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づいて、知財事件における裁判所調査官の権限の拡大・明確化など、知財関連訴訟の紛争処理機能を強化した（２００５年４月施行）。

○ 特許審査の迅速化

- ・ 「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」に基づき、先行技術調査機関の拡充等の措置を講じた（２００４年６月以降順次施行）。
- ・ 特許審査迅速化のため、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を設置した（２００５年１２月）。
- ・ 任期付審査官を２００４年度、２００５年度、２００６年度にそれぞれ９８名ずつ増員した。

○ 知的財産権制度の強化

- ・ 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会の取りまとめを受け、特許・実用新案審査基準を改定した（２００５年４月）。
- ・ 著作権法、不正競争防止法、種苗法の改正により、知財権侵害に係る刑事罰を強化した（２００３年～２００５年に順次施行）。
- ・ 「営業秘密管理指針」を改定した（２００５年１０月）。
- ・ 「意匠法等の一部を改正する法律」に基づいて、特許権、意匠権及び商標権の侵害罪並びに営業秘密侵害罪に係る刑事罰について、１０年以下の懲役又は１,０００万円以下の罰金に引き上げられるとともに、特許法、実用新案法、意匠法、商標法において輸出が権利侵害行為に追加された（２００６年６月）。

○ 世界特許システムの構築に向けた取組の強化

- ・ 日米欧の三極特許庁間において、他国の特許庁のサーチ・審査情報の利用を

可能にする「ドシエ・アクセス・システム」を更に発展させた「次世代型ドシエ・アクセス・システム」の稼働を開始した（２００６年３月）。

- ・ 第１庁で特許となった出願について第２庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を日本から提案し、２００６年７月から日米で試行を開始することが合意された。

○ 模倣品・海賊版対策の取組の加速化

- ・ 「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」を知的財産戦略本部において決定した（２００４年１２月）。

○ 模倣品・海賊版の外国市場対策の強化

- ・ 全在外公館に知財権侵害対策マニュアルを備えるとともに、知財担当官を配置するなど外交当局の体制を整備した（２００４年度）。
- ・ コンテンツ海外流通促進機構により、「コンテンツ海外流通マーク（ＣＪマーク）」が制定された（２００４年９月）。
- ・ 民間企業・団体等からの申立てに基づき日本政府が調査を行い、二国間協議等による解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」を導入した（２００５年４月）。
- ・ Ｇ８グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理大臣が模倣品・海賊版の拡散を防止するための国際約束の必要性を提唱した（２００５年７月）。

○ 模倣品・海賊版の水際での取締りの強化

- ・ 知財権侵害品の水際での取締りを強化するため、関税定率法及び関税法を改正した。
 - 特許権等の侵害物品を輸入差止申立制度の対象とした。また、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加した（２００３年４月施行）。
 - 輸出入者等の情報を当事者に通知する制度を導入した（２００４年４月施行）。
 - 権利者による見本検査制度及び農林水産大臣への意見照会制度を導入した（２００５年４月施行）。

- 形態模倣品等を輸入禁制品に追加した（２００６年３月施行）
- 輸出入の差止申立て、認定手続において知財に関する有識者の意見を聴く仕組みや知財権侵害物品の輸出取締りの仕組みを導入した（２００６年４月から順次施行）

○ **模倣品・海賊版の国内での取締りの強化**

- ・ 大手オークション事業者により、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された（２００５年７月）
- ・ 「特定商取引に関する法律」の適用対象となる販売業者の判断基準を明確にするため、「電子商取引等に関する準則」を改定した（２００６年２月）
- ・ 警視庁に模倣品の真贋判定等の専門知識を有する予備鑑定捜査員が４９名配置された（２００４年１１月）。また、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品種保護Ｇメン」が種苗管理センターに４名配置され（２００５年４月）さらに６名増員された（２００６年４月）

○ **模倣品・海賊版に関する官民の連携強化**

- ・ 関係する８省庁からなる「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を設置した（２００４年７月）
- ・ 政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省に設置した（２００４年８月）

３．知的財産の活用

○ **知的財産の戦略的活用**

- ・ 「知的財産情報開示指針」（２００４年４月公表）や「知的資産経営の開示ガイドライン」（２００５年１０月公表）に基づいて、各企業により「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書が作成・公表された（２００４年度１３社、２００５年度２２社）
- ・ 信託業法を改正し、知財権を受託可能財産とするとともに、信託業の担い手を株式会社に拡大した（２００４年１２月施行）

○ **標準化活動の支援**

- ・ 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表した（２００５年６月）。

○ **中小・ベンチャー企業の支援**

- ・ 中小企業の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入した（２００５年度実績：１,７７９件）。
- ・ 日本経団連により、他社の知財権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」が策定された（２００５年７月）。
- ・ 高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立した（２００６年４月）。

○ **知的財産を活用した地域振興**

- ・ ２２都道府県において知財戦略が策定され、１５県が策定中又は策定を予定している（２００６年４月末時点）。
- ・ 鳥取県では全国に先駆けて、知的財産の創造等に関する基本条例が施行された（２００６年４月）。
- ・ 地方経済産業局ごとに全国９ブロックで、地域の官民からなる「地域知財戦略本部」が整備された（２００５年度）。

４．コンテンツをいかした文化創造国家づくり

○ **世界トップクラスのコンテンツ大国の実現**

- ・ 下請代金支払遅延等防止法を改正し、コンテンツ分野の下請取引を対象とした（２００４年４月施行）。
- ・ コンテンツ関連人材の育成等のための組織として、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク（２００４年５月）や映像産業振興機構（VIPO：２００４年１２月）が設立されるなど、民間の取組が活発化した。
- ・ 横浜市との連携協力の下、東京芸術大学に映像研究科が設置される（２００

5年4月)など、大学におけるコンテンツ関係の人材育成が進展した。

- ・ 東京国際映画祭の併設マーケット機能を抜本的に強化した(2004年10月、2005年10月)。
- ・ 著作権法を改正し、音楽レコードの還流防止措置の導入及び書籍・雑誌への貸与権の付与を行った(2005年1月施行)。
- ・ 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行され、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、基本理念や必要な施策が定められた(2004年6月施行、一部9月施行)。

○ ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進

- ・ 民間による「食文化研究推進懇談会」が、日本食文化研究や日本食文化の普及等について提言を取りまとめた(2005年7月)。
- ・ 高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を促進するため、「農林水産物等輸出促進全国協議会」が発足した(2005年4月)。
- ・ 商標法を改正し、地域ブランドをより適切に保護するため、地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とした(2006年4月施行)。
- ・ 生鮮食品(畜産物)の原産地表示について、JAS法に基づく品質表示基準を強化した(2005年10月施行)。
- ・ 東京コレクションの時期と会場を集約し発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が開催された(2005年10月、2006年3月)。
- ・ 「文化外交の推進に関する懇談会」が、報告書『『文化交流の平和国家』日本の創造を』を取りまとめた(2005年7月)。
- ・ 日本の伝統文化と先端技術を融合した製品やコンテンツづくりを支援する「『新日本様式』協議会」が発足した(2006年1月)。

5. 人材の育成と国民意識の向上

○ 知的財産関連人材育成の総合戦略の推進

- ・ 「知的財産人材育成総合戦略」を知的創造サイクル専門調査会において決定

した（２００６年１月）。

○ **知的財産専門人材の量的・質的拡大**

- ・ 弁理士試験の合格者数（２００５年は７１１人）の増加により、弁理士のが６,６９５人に増加した（２００６年３月末時点）。
- ・ 知財関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして「弁護士知財ネット」が発足した（２００５年４月）。会員弁護士数は、２００６年３月末時点で約１,２００人である。

○ **知的財産専門人材の育成機関の整備**

- ・ すべての法科大学院（２００４年４月に６８校、２００５年４月に６校設置）において知財法の科目が開設された。
- ・ 知財専門職大学院が東京理科大学、大阪工業大学に設置された（２００５年４月）。
- ・ ２００６年の新司法試験から知財法が新たな選択科目とされた。
- ・ 学部レベルでは２５１校、研究科レベルでは１３０校の大学・大学院が知財関連科目を開設している（２００４年度）。

6. これまでに成立した知的財産関連法等一覧

2002年の知的財産基本法の制定以来成立した知財関連法は22本に及ぶ。また、第164回国会で成立した知財関連法は5本、提出済みの法案は2本になる。

- 2002～2005年の間に成立した知財関連法（22本）

- （2002年）

- 知的財産基本法

- （2003年）

- 関税定率法等の一部を改正する法律
 - 不正競争防止法の一部を改正する法律
 - 特許法等の一部を改正する法律
 - 著作権法の一部を改正する法律
 - 種苗法の一部を改正する法律
 - 民事訴訟法等の一部を改正する法律

- （2004年）

- 関税定率法等の一部を改正する法律
 - 消費者保護基本法の一部を改正する法律
 - 破産法
 - 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律
 - コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律
 - 著作権法の一部を改正する法律
 - 知的財産高等裁判所設置法
 - 裁判所法等の一部を改正する法律
 - 信託業法

- （2005年）

- 関税定率法等の一部を改正する法律
 - 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律
 - 商標法の一部を改正する法律
 - 種苗法の一部を改正する法律
 - 食育基本法
 - 不正競争防止法等の一部を改正する法律

- 第164回国会で成立した知財関連法（5本）

- （2006年）

- 関税定率法等の一部を改正する法律
 - 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律
 - 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
 - 意匠法等の一部を改正する法律
 - 証券取引法等の一部を改正する法律（金融商品取引法）

- 第164回国会に提出済みの知財関連法案（2本）

- （2006年）

- 信託法案
 - 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

7．施行の体制

- ・ 2003年3月から2006年2月までの間に13回の知的財産戦略本部会合が開催され、3回の知的財産推進計画が取りまとめられた。
- ・ 有識者本部員会合、4つの専門調査会、3つのワーキンググループが設けられ、延べ54回の会合が開催され、10本の報告書が取りまとめられた。
- ・ 14回に及ぶパブリックコメントなどにより国民の意見を聴取した。また、全国各地の219会場において、約3.2万人に対し説明及び意見交換をするなど、知財戦略に基づく活動について国民に周知を図った。

付 属 資 料

1 . 知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	小泉純一郎	内閣総理大臣
副本部長	安倍 晋三	内閣官房長官
	松田 岩夫	内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食 品安全) / 情報通信技術 (I T) 担当
	小坂 憲次	文部科学大臣
	二階 俊博	経済産業大臣
本部員	竹中 平蔵	総務大臣
	杉浦 正健	法務大臣
	麻生 太郎	外務大臣
	谷垣 禎一	財務大臣
	川崎 二郎	厚生労働大臣
	中川 昭一	農林水産大臣
	北側 一雄	国土交通大臣
	小池百合子	環境大臣 / 内閣府特命担当大臣 (沖縄及 び北方対策)
	沓掛 哲男	国家公安委員会委員長 / 内閣府特命担当 大臣 (防災)
	額賀福志郎	防衛庁長官
	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政 策)
	中馬 弘毅	内閣府特命担当大臣 (規制改革)
	猪口 邦子	内閣府特命担当大臣 (少子化・男女共同 参画)

(有識者)	阿部 博之	総合科学技術会議議員
	安西祐一郎	慶應義塾長
	角川 歴彦	(株)角川ホールディングス代表取締役 会長兼CEO
	川合 真紀	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 ／理化学研究所主任研究員
	久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授
	下坂スミ子	下坂・松田国際特許事務所所長
	中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	野間口 有	三菱電機(株)取締役会長
	御手洗富士夫	キヤノン(株)代表取締役会長
	森下 竜一	アンジェスエムジー(株)取締役／大阪大学大学院医学系研究科寄附講座教授

(五十音順、敬称略；2006年6月現在)

2 . 専門調査会 名簿

(1) 知的創造サイクル専門調査会

- 阿部 博之 総合科学技術会議議員 / 知的財産戦略本部員

- 板井 昭子 (株) 医薬分子設計研究所代表取締役社長

- 加藤郁之進 タカラバイオ (株) 代表取締役社長

- 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表 / 大宮法科大学院大
学教授 / 知的財産戦略本部員

- 下坂スミ子 下坂・松田国際特許事務所所長 / 知的財産戦略本
部員

- 妹尾堅一郎 東京大学先端科学技術研究センター特任教授

- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役

- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授 / 知的財産
戦略本部員

- 八田 達夫 国際基督教大学教養学部国際関係学科教授

- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
長・特任助教授

- 吉野 浩行 本田技研工業 (株) 取締役相談役

○ : 専門調査会会長

(五十音順、敬称略 ; 2 0 0 6 年 6 月現在)

(2) コンテンツ専門調査会

- 阿久澤 宏一郎 (財)伝統的工芸品産業振興協会専務理事
阿久津 聡 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
麻生 渡 福岡県知事
荒川 亨 (株)ACCESS代表取締役社長
○ 牛尾 治朗 ウシオ電機(株)会長
太田 伸之 (株)イッセイ・ミヤケ代表取締役社長
岡村 正 (株)東芝取締役会長
小川 善美 (株)インデックス代表取締役社長
角川 歴彦 (株)角川ホールディングス代表取締役会長兼CEO
/ 知的財産戦略本部員
金丸 恭文 フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
久保 雅一 (株)小学館キャラクター事業センター センター長
/ 東京アニメセンター ゼネラルプロデューサー
久保利 英明 日比谷パーク法律事務所代表 / 大宮法科大学院大学教授
/ 知的財産戦略本部員
熊谷 美恵 (株)セガAM研究開発本部第三AM研究開発部部長
國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授
小山 裕久 日本料理店「青柳」主人 / 学校法人平成調理師専門学校校長
里中 満智子 マンガ家
重延 浩 (株)テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
辻 芳樹 学校法人辻料理学館理事長・辻調理師専門学校校長
土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
原 由美子 ファッションディレクター
原田 豊彦 日本放送協会理事
日枝 久 (社)日本民間放送連盟顧問 / (株)フジテレビジョン代表取締役会長
平澤 創 (株)フェイス代表取締役社長
三國 清三 オテル・ドゥ・ミクニ オーナーシェフ
皆川 明 ミナ ペルホネン デザイナー
山田 俊男 全国農業協同組合中央会専務理事
依田 巽 (株)ギャガ・コミュニケーションズ代表取締役会長
○ : 専門調査会会長

(五十音順、敬称略 ; 2006年6月現在)

3 . 知的財産戦略本部設置根拠

○ 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）（抄）

第四章 知的財産戦略本部

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

（組織）

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

（知的財産戦略本部長）

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（知的財産戦略副本部長）

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（知的財産戦略本部員）

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
- 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法 (昭和二十二年法律第五号) にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○知的財産戦略本部令 (平成 15 年政令第 45 号)(抄)

(専門調査会)

第二条 知的財産戦略本部 (以下「本部」という。) は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

4 . 知的財産推進計画 2 0 0 6 策定までの経緯

- 2002年 2 月 4 日 小泉総理大臣施政方針演説
- 2 月25日 知的財産戦略会議発足
- 3 月20日 第 1 回知的財産戦略会議
- 4 月10日 第 2 回知的財産戦略会議
- 5 月22日 第 3 回知的財産戦略会議
- 6 月14日 第 4 回知的財産戦略会議
- 7 月 3 日 第 5 回知的財産戦略会議
知的財産戦略大綱決定
- 9 月19日 第 6 回知的財産戦略会議
- 10月16日 第 7 回知的財産戦略会議
- 11月27日 知的財産基本法公布
- 2003年 1 月16日 第 8 回知的財産戦略会議
- 3 月 1 日 知的財産基本法施行・知的財産戦略本部発足
内閣官房に知的財産戦略推進事務局を設置
- 3 月19日 第 1 回知的財産戦略本部会合
- 4 月18日 第 2 回知的財産戦略本部会合
- 5 月21日 第 3 回知的財産戦略本部会合
- 6 月20日 第 4 回知的財産戦略本部会合
- 7 月 8 日 第 5 回知的財産戦略本部会合
【「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の決定、
専門調査会の設置】
- 10月 8 日 第 1 回権利保護基盤の強化に関する専門調査会
【2005年 6 月までに13回開催し、廃止】
- 10月15日 第 1 回コンテンツ専門調査会
【2006年 6 月 8 日現在で 8 回開催】
- 10月31日 第 1 回医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会
【2005年 6 月までに11回開催し、廃止】
- 12月11日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会報告書

- 【「知的財産高等裁判所の創設について」、「特許審査を迅速化するための総合施策について」】
- 12月17日 第6回知的財産戦略本部会合
- 2004年4月9日 コンテンツ専門調査会報告書
【「コンテンツビジネス振興政策」】
- 4月14日 第7回知的財産戦略本部会合
- 5月13日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会報告書
【「模倣品・海賊版対策の強化について」】
- 5月27日 第8回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2004」の決定】
- 11月22日 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会報告書
【「医療関連行為の特許保護の在り方について」】
- 11月24日 第1回コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループ
【2006年6月8日現在で4回開催】
- 12月16日 第9回知的財産戦略本部会合
【「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」の決定】
- 2005年2月25日 コンテンツ専門調査会日本ブランド・ワーキンググループ報告書
【「日本ブランド戦略の推進」】
- 4月25日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会報告書
【「中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の推進方策」】
- 4月26日 第10回知的財産戦略本部会合
- 6月10日 第11回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画2005」の決定】
- 11月1日 第1回コンテンツ専門調査会デジタルコンテンツ・ワーキンググループ
【2006年6月8日現在で4回開催】
- 11月2日 第1回知的創造サイクル専門調査会
【2006年6月8日現在で5回開催】
- 12月9日 第12回知的財産戦略本部会合

- 2006年 2 月17日 知的創造サイクル専門調査会報告書
【「知的財産人材育成総合戦略」、「知的創造サイクルに関する
重点課題の推進方策」】
- 2 月20日 コンテンツ専門調査会報告書
【「デジタルコンテンツの振興戦略」】
- 2 月24日 第13回知的財産戦略本部会合
【「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」】
- 6 月 8 日 第14回知的財産戦略本部会合
【「知的財産推進計画 2 0 0 6 」の決定】

5 . 用語集

アーカイブ	文書や記録を集積すること
アクセスコントロール	接続管理
遺伝資源	動物・植物などの生物的資源であって、科学、経済等の観点から価値を有するもの
インキュベーター	新規産業の企業を育成・誘致する者又は施設
インターンシップ	会社などでの体験就業
ウェブアクセスビリティ	インターネットホームページなどを支障なく利用できること
エフォート管理	大学等の機関による各研究者の研究、教育などの活動についての時間配分管理
エンターテインメント・ロイヤー	エンターテインメント分野を専門とする法律家
オープンソースソフトウェア	ソースコード（人間が読むことができるプログラムの内容）が公開され、誰でも複製、改変、配布等を自由に行うことのできるソフトウェア
開放特許	権利者が他人に使ってもらってもいいと考えている特許
学習指導要領	文部科学大臣が公示する小学校、中学校、高等学校などの教育課程の基準
技術戦略マップ	研究開発投資の戦略的企画・実施のため、開発する技術目標及び製品・サービス開発方策について、経済産業省が2006年4月に策定したもの
技術的保護手段	コピープロテクションなど、技術を用いて著作物を保護するための手段
研究成果活用プラザ／JSTサテライト	基礎研究から実用化までの一貫した研究開発の推進等を行うことを目的として設置されたJSTの地域拠点。2006年5月末時点で、研究成果活用プラザは8ヶ所、JSTサテライトは4ヶ所に設置。
グレースピリオド	新規性喪失の例外が認められる期間

研究ノート	研究者・発明者の研究・開発活動を自らの手で記録するためのノート。発明日・発明内容・発明者等の立証に必要な証拠書類にもなる。
国際標準化機関	国際標準の策定を行っている機関。例えばISOがある。
コピーワンス	BSデジタル放送及び地上デジタル放送で採用されているデジタルコンテンツの著作権保護方式。一度だけコピーが可能。
コンテンツ	情報の内容。映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメントコンテンツのほか、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産を含む。
コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）事業	各国で商標登録したマークを日本のコンテンツに貼付することにより、海賊版に対して著作権のみならず商標権でも権利行使を可能とする事業
再審査期間	新医薬品の承認後に、有効性・安全性を再確認するための審査（再審査）を受けるべき時期までの期間
再生医療	生きた細胞を人為的に誘導し、細胞、組織、器官それ自体又はそれらの機能を再生させ、病気の治療を行う医療
産業クラスター計画	各地域の人的ネットワークを核にイノベーションを創出する環境を整備し、産業クラスターを形成することにより、自立型地域経済の実現を目指す施策
産業財産権	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利。特許庁が審査・登録業務を行っている。
シアターカレンダー	劇場・ホテル等で配布される、当該都市における主要劇場の上演演目一覧
事実実験公正証書	例えば工場内の製造方法について公証人が現地に出向き直接見聞した結果を記載するなど、公証人が五感の作用で認識した結果を記述する公正証書
ジョイント・ディグリー	一定期間に複数の学位を取得できる履修形態であって、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているもの
ストックオプション	役員や従業員が、あらかじめ定められた価額で所定数の株式を会社から取得することができる権利

ストリートファッション	穴あきジーンズやダブルボトム（パンツとスカートの重ね着）など、１０代の若者を中心に、従来のルールにとらわれない自分なりの着こなしの表現がファッションとして広まったもの
スーパーＴＬＯ	経済産業省が推進する「特定分野重点技術移転事業者」のこと。他の承認ＴＬＯやＴＬＯを有さない大学等の技術移転活動に係る支援や人材育成を行うことで、我が国全体の技術移転体制の底上げを図ることを目的としている。
専門委員制度	裁判所が、大学教授や研究者など、専門的な知見を有する者を手続に関与させ、説明を聞くことができる制度
相互運用性	プログラムと他のプログラムとが通信して交換された情報を双方のプログラムが利用することで、当該情報を必要とする機能の全てが発揮される能力
タイプフェイス	書体デザイン。統一的なコンセプトに基づいて作成された文字や記号等の一組のデザイン。
知財マッピング	膨大な知財情報を特定の利用目的に応じて収集・整理・分析・加工し、図面、グラフ、表などで視覚的に表現すること
地上デジタル放送	デジタル方式による地上波放送。２０１１年にアナログ方式から全面的に移行する予定。
知的クラスター創成事業	地方公共団体の主体性を重視し、大学、公的研究機関等を核として、関連研究機関、研究開発型企业等により、技術革新のための集積の創成を目指す事業
デジタルコンテンツ	デジタルデータにより表される映画、音楽、ゲーム、アニメ等
デジタルシネマ	フィルムを使わずに撮影から上映までデジタルデータで行う映画
伝統的知識	薬草に関する知識や農業的知識など、特定の民族又は地域によって伝統的に受け継がれてきた知識
登録調査機関	特許出願の審査における先行技術調査の外注先として特許庁長官の登録を受けた機関

特定登録調査機関	登録調査機関のうち、特に登録を受けて、出願人等の求めにより先行技術調査を行い、所定の調査報告を出願人等に交付することを許された機関
ドシエ・アクセス・システム	各国特許庁が保有する電子包袋情報に相互にアクセスするための情報システム
特許審査の順番待ち期間	審査請求から審査官による審査結果の最初の通知が出願人に発送されるまでの期間
特許審査ハイウェイ	複数特許庁に出願され第1庁で特許となった出願について、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度
特許流通アドバイザー	企業に対する特許導入のアドバイス及び研究機関・大学等が保有する特許の地域産業界への円滑な移転を支援するため、各都道府県やTLOに派遣された特許流通・技術移転に関する専門家
特許流通データベース	インターネット上で企業、大学、公的研究機関等の開放特許を一括して検索できる公的開放特許データベースサービス
任期付審査官	迅速・的確な特許審査の体制整備強化の一環として、2004年4月以降、5年間の任期で採用されている審査官
認証評価機関	学校教育法第69条の4に基づき文部科学大臣の認証を受けて大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う機関
ネットバンキング	インターネットにより、金融機関のサービスを利用すること
能力構築（キャパシティビルディング）	組織や制度の自立的な運営・実施能力を向上させること
バイ・ドール制度	政府資金により得られた研究成果の知財権を、政府資金の受領者に帰属させることができる制度
パテントプール	複数の特許権者が、それぞれの保有する特許権のライセンスをする権限を特定の組織に集約し、実施を希望する者が、当該組織から必要なライセンスを受けるシステム

パブリックドメイン	知的創作物について一般公衆が自由に使える状態
フィルムコミッション	自治体を中心に設立された野外撮影を誘致・支援する非営利組織
フォークロア	民話や民謡、伝統舞踊など、特定の民族、地域又は集団によって伝統的に受け継がれてきた文化的表現
ブロードバンド	光ファイバーなど高速通信回線上で提供される大容量のデータを活用したサービス
プロテクションシステム	著作権などの保護を行うための技術やルール
ホームサーバ・ホームゲートウェイ	家庭内において、パソコンや家電を接続した際に中心的役割を果たす機器
ポータルサイト	インターネット上の総合窓口サイト
ポストドクター	博士課程修了後、引き続き大学等の研究機関で研究業務に従事する者。任期を付して雇用される場合が多い。
マテリアル	微生物・実験動物・植物等の生物資源、化合物などの研究材料
マルチユース	コンテンツを多様な流通形態で利用すること
モラルハザード	道徳的危険、倫理の欠如などのこと
ライセンス	知的財産の使用・実施等を許諾すること。許諾を与える者をライセンサー、許諾を受ける者をライセンシーと呼ぶ。
ライブエンターテインメント	演劇、演芸、コンサート等、観客の目の前で行われるもの
利益相反ポリシー、利益相反マネジメント	教職員が企業から得る私的利益と、大学における責任が衝突・相反している状況などに対する説明責任を果たすため、各大学の基本理念を明らかにしたもの。また、そのような状況に対応するためのマネジメント。
リカレント教育	社会人が、職場から学習の場に戻って、あるいは仕事を続けながら生涯にわたって繰り返し学習すること
リサーチツール	研究を実施するための道具。遺伝子改変マウス等のモデル動物、スクリーニング方法などがある。
レーティング制度	ある年齢以下の子どもの視聴・利用が適当であるかどうかを格付けし、表示する制度

ロケーションマーケット	地域の撮影環境等を紹介することにより、ロケを誘致し、地域におけるコンテンツ制作や国際共同製作の促進につなげる取組
A D R	裁判外紛争処理
A I P N	高度産業財産ネットワーク。海外の特許庁に対し、我が国特許庁における特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とするシステム。
A P E C	アジア太平洋経済協力
A S E M	アジア欧州会合
e コマース	インターネットなどの利用により契約や決済などを行う取引形態。電子商取引。
e ラーニング	インターネットなどの利用による教育研修
E P A	経済連携協定
E P C	欧州特許条約
F ターム	特許文献を機械検索するために特許庁で開発された検索キーであり、技術分野ごとに種々の技術観点から展開されたもの
F I	国際特許分類（I P C）を基礎として細展開された日本国特許庁独自の特許分類
F T A	自由貿易協定
I P マルチキャスト放送	インターネットを通じて、多数の相手に同じ情報を送信する技術を使った放送
I P D L	特許電子図書館。工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて無料で提供する特許公報等の産業財産権情報とその検索サービス
I S O	国際標準の策定を目的とする国際機関。1947年設立。本部はスイスのジュネーブ。
J E T R O	日本貿易振興機構
J I C A	国際協力機構
L L P（有限責任事業組合）	創業促進、ジョイント・ベンチャー振興のため、民法組合の特例として認められている組合。出資者全員の有限責任、内部自治の徹底、構成員課税の適用という特徴を併せ持つ。

L P S (投資事業有限責任組合)	企業へのリスクマネー供給拡大のため、民法組合の特例として認められている組合(ファンド)。投資対象の企業規模や株式公開の有無を問わず、出資や金銭債権の買取りができる。
M O T	Management of Technology の略。技術経営と訳される。研究開発から事業化・製品化までを戦略的にマネージメントする経営管理の手法。
N E X I	日本貿易保険
One Application / One Format	各国の特許出願様式を共通化し、単一の特許明細書により翻訳作業のみで複数国への出願を可能とするというコンセプト
P C T	特許協力条約
R A N D	Reasonable And Non-Discriminatory の略。技術標準に関わる特許の取扱いの一つであり、特許権者は合理的かつ非差別的なロイヤルティ及び条件でライセンスするというもの。
T B T 協定	貿易の技術的障害に関する協定
T L O	技術移転機関
T P R M	W T O の貿易政策検討制度。定期的に加盟各国の貿易政策や貿易慣行を審査し、一層の透明性を確保することを目的としている。
T R I P S 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
U P O V	植物新品種保護国際同盟
W C O	世界税関機構
W I P O	世界知的所有権機関
W P P T	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約
W T O	世界貿易機関